

津市訓令第 3 号

庁中一般

出先機関

津市事務分掌規則等の一部を改正する規則等の施行に伴う関係訓令の整備に関する訓令を次のように定める。

平成 20 年 3 月 31 日

津市長 松 田 直 久

津市事務分掌規則等の一部を改正する規則等の施行に伴う関係訓令の整備に関する訓令

(津市庁議及び幹部会議に関する規程の一部改正)

第 1 条 津市庁議及び幹部会議に関する規程（平成 18 年津市訓令第 2 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 1 項第 1 号中「市長公室長」を「政策財務部長」に改め、「財務部長」を削る。

第 3 条第 2 項並びに第 5 条第 1 項及び第 2 項中「市長公室長」を「政策財務部長」に改める。

第 7 条中「市長公室政策課」を「政策財務部政策課」に改める。

別記様式中「（あて先）市長公室長」を「（あて先）政策財務部長」に改める。

(津市政策調整会議の設置等に関する規程の一部改正)

第 2 条 津市政策調整会議の設置等に関する規程（平成 18 年津市訓令第 3 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条第 1 項中「市長公室長、防災危機管理室長」を「防災危機管理室長、スポーツ・文化振興室長」に改める。

(津市事務専決規程の一部改正)

第 3 条 津市事務専決規程（平成 18 年津市訓令第 4 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条中「市長公室長、防災危機管理室長」を「防災危機管理室長、スポーツ・文化振興室長」に、「久居工事事務所長」を「工事事務所長」に改める。

第 4 条第 19 号中「久居工事事務所」を「工事事務所」に改める。

第5条第1項中「防災危機管理室及び」を削り、「、規則第4条第1項第3号に規定する担当副参事及び同項第4号」を「及び規則第4条第1項第4号」に改め、同項後段を削り、同条第2項中「久居工事事務所の」を「工事事務所の」に、「久居工事事務所長」を「工事事務所長」に改め、同条第6項中「第4条第6項第2号」を「第4条第6項第3号」に、「同項第3号」を「同項第4号」に改める。

別表第1 共通専決事項の表中「職務に専念する義務の特例に関する条例」を「津市職員の職務に専念する義務の特例に関する条例」に、「職務に専念する義務の特例に関する規則」を「津市職員の職務に専念する義務の特例に関する規則」に改め、「戻出命令に関すること」の次に「（収税課における戻出命令を除く。）」を加える。

別表第2 個別専決事項の表市長公室の表中「市長公室」を「政策財務部」に改め、同表行政経営課の項及び人事課の項を次のように改める。

財政課	1 財政状況の公表に すること。				○	
	2 公債費の償還に すること。		○			
	3 基金の管理に すること。				○	
	4 予算の編成要領の 作成にすること。				○	
	5 予算成立の通知に すること。	○				
	6 議決予算等の三重 県知事への報告に すること。	○				
	7 地方交付税資料の 作成にすること。				○	
	8 決算統計資料の 作成にすること。				○	
	9 市債の借入れ手 続にすること。				○	
市民税	1 税事務の計画、 実施		軽易	やや	重要	

課	及び調整に関すること。		な も の	重 要 な も の	な も の	
	2 市税等の調査又は検査に関すること。		○			
	3 法人等の市民税及び軽自動車税の賦課及び調定に関すること。		○			
	4 市たばこ税、鉱産税及び入湯税の調定に関すること。		○			
	5 原動機付自転車等の標識の交付に関すること。	○				
	6 自動車の臨時運行の許可及び標識に関すること。	○				
	7 法人等の市民税及び軽自動車税の減免に関すること。		○			
	8 個人の市民税及び県民税の賦課及び調定に関すること。		○			
	9 個人の市民税等の納税通知書の発送及び公示送達に関すること。	○				
	10 市民税等の納税管理人に関すること。	○				
	11 個人の市民税等の減免に関すること。		○			

別表第2 個別専決事項の表政策財務部の表市民税課の項の次に次のように加える。

資産税 課	1 固定資産税及び都市 計画税の賦課及び調定 に関すること。		○			
	2 固定資産税及び都市 計画税の納税通知書の 発送及び公示送達に関 すること。	○				
	3 固定資産税等に係る 相続の開始における相 続人代表者の届出に関 すること。	○				
	4 固定資産税等の納税 管理人に関すること。	○				
	5 固定資産税等の非課 税の認定に関すること。		○			
	6 固定資産税及び都市 計画税の減免に関する こと。		○			
	7 償却資産に係る固定 資産税の賦課及び調定 に関すること。		○			
	8 償却資産に係る固定 資産税の減免に関する こと。		○			
	9 特別土地保有税の賦 課及び調定に関するこ と。		○			
収税課	1 納税の指導及び相談 に関すること。		○			
	2 督促状の発送及び公 示送達に関すること。		○			
	3 延滞金及び加算金の		○			

	徴収に關すること。				
	4 納付書及び納入書の再発行に關すること。		○		
	5 市税及び県税の徴収の囑託及び受託に關すること。		○		
	6 市税等の滞納金の徴収に關すること。		○		
	7 市税等の滞納に係る調査又は検査に關すること。		○		
	8 市税等の徴収猶予に關すること。		○		
	9 市税等の滞納処分及びこれに伴う登記又は登録に關すること。			○	
	10 差押物件の管理に關すること。	○			
	11 市税等の納付（入）義務の消滅に關すること。				○
	12 差押物件の換価処分に關すること（予定価格の金額による。）。		10万円未満のもの	10万円以上のもの	
	13 市税の交付要求に關すること。		○		
	14 三重地方税管理回収機構への滞納事件の移管に關すること。				○
	15 市税等の収入金の戻出命令に關すること。		○		

財産管理課	1 市有財産の管理の総括に関する事				○	
	2 市有財産の損害保険に関する事		○			
	3 登記事務の指導助言に関する事		○			
	4 物品の不用決定に関する事（購入価格の金額による。）		50万円未満のもの	50万円以上200万円未満のもの	200万円以上のもの	
	5 財産区の総括に関する事				○	
	6 庁舎の管理に関する事		○			
	7 車両の管理及び安全運転の指導に関する事		○			
	8 車両の損害保険に関する事		○			
	9 集中管理車両の整備管理及び配車に関する事	○				

別表第2 個別専決事項の表防災危機管理室の表を次のように改める。

防災危機管理室

課	専決事項	決裁区分				
		担当主幹	課長	部次長	部長	副市長
防災危	1 危機管理に係る事務		軽易	やや	重要	

機管理 課	の調整及び指導に関する こと。		な も の	重 要 な も の	な も の	
	2 国民の保護に関する 計画の調整に関する こと。				○	
	3 応急活動用備蓄資器 材等に関すること。		軽 易 な も の	やや 重 要 な も の	重 要 な も の	特に 重 要 な も の
	4 地域防災計画の立案 及び実施計画の調整に 関すること。		軽 易 な も の	やや 重 要 な も の	重 要 な も の	特に 重 要 な も の
	5 災害による被害調査 に関すること。		○			
	6 災害による応急措置 に関すること。				○	
	7 防災行政無線等によ る防災情報の通信に関 すること。		○			
	8 住宅に係る耐震診断 及び耐震補強に係る事 業の実施に関すること。				○	
	9 防災行政の企画及び 調整に関すること。		軽 易 な も の	やや 重 要 な も の	重 要 な も の	特に 重 要 な も の

別表第2 個別専決事項の表総務部の表を次のように改める。

総務部

課	専決事項	決裁区分				
		担当	課長	部次	部長	副市

	実施状況の公表に関する こと。					
行政経 営課	1 行財政改革の推進及び総合調整に関する こと。 2 地方分権の推進に 関すること。				重 要 な も の 重 要 な も の	特 に 重 要 な も の 特 に 重 要 な も の
人事課	1 臨時的任用職員及び 非常勤職員の任免に 関すること。 2 津市職員処分審査委 員会の開催に関する こと。 3 身分証明書の交付に 関すること。 4 職員の公務災害補償 等に関すること。 5 職務に専念する義務 の免除（別表第1の共 通専決事項を除く。） 及び営利企業等の従事 許可に関すること。 6 職員研修の計画及び 実施に関すること。 7 職員（臨時的任用職 員及び非常勤職員を 含む。）の給与等の支出	○	○ ○	○ ○	○ ○	○ ○

	に關すること。 8 退職手当等の支給に關すること。 9 時間外勤務手当の配分に關すること。 10 職員に係る手当等の支給認定に關すること。 11 所得税、市町村民税等の源泉徴収に關すること。 12 退隱料及び遺族扶助料の支出に關すること。 13 三重県市町村職員共済組合に対する届出の處理に關すること。 14 職員の健康管理に關すること。 15 職員に対する被服等の貸与に關すること。	○	○			
調達契約課	1 入札参加資格審査申請に關すること。 2 物品の規格の統一に關すること。 3 不用品の処分に關すること。 4 工事又は製造その他についての請負（津市建設工事等入札参加資格審査委員会に付議されたものに限る。以下この表において同じ。）における予定価格及び最低制限価格の決定に	○	○		3 億円未満のもの	3 億円以上のもの

	12 建設工事等に係る発注見通し、入札、契約の情報の公表に関する こと。				○	
情報企 画課	1 情報化の推進に係る 企画及び調整に関する こと。		軽易 なも の	やや 重要 なも の	重要 なも の	特に 重要 なも の
	2 情報通信システムの 開発及び運用に関する こと。		軽易 なも の	やや 重要 なも の	重要 なも の	
	3 電子自治体の構築に 関すること。		軽易 なも の	やや 重要 なも の	重要 なも の	特に 重要 なも の
	4 情報通信機器の使用 に係る指導に関するこ と。	○				
	5 情報通信基盤の整備 に関すること。		軽易 なも の	やや 重要 なも の	重要 なも の	
	6 電子計算機処理に係 るデータの保護及び管 理に関すること。		○			

別表第2 個別専決事項の表財務部の表を削る。

別表第2 個別専決事項の表市民部の表市民交流課の項を次のように改める。

市民交 流課	1 出張所の総括管理及 び連絡調整に関するこ と。		○			
-----------	---------------------------------	--	---	--	--	--

2 津市市民活動センター（地域福祉ステーションに係るものを除く。）の運営に係る総合調整に關すること。	○			
3 市民相談に關すること。	○			
4 住民意識調査の実施に關すること。			○	
5 陳情、要望等の受付及び調整に關すること。	軽易なもの	やや重要なもの	重要なもの	特に重要なもの
6 パブリック・コメントの総合調整及び推進に關すること。			○	
7 消費者相談に關すること。	○			
8 計量法（平成4年法律第51号）に基づく事務に關すること。	○			
9 交通安全対策の計画、実施及び調整に關すること。	軽易なもの	やや重要なもの	重要なもの	特に重要なもの
10 交通災害共済の加入及び見舞金の請求に關すること。	○			
11 交通安全の相談に關すること。	○			

別表第2 個別専決事項の表市民部の表の次に次の表を加える。

スポーツ・文化振興室

課	専決事項	決裁区分				
		担当 主幹	課長	部次 長	部長	副市 長
スポーツ振興課	1 スポーツ関係行事の計画策定に関する事 2 各種スポーツ教室の計画策定に関する事 3 運動施設の使用許可に関する事		○			
文化振興課	文化振興施策の実施及び調整に関する事		○			

別表第2 個別専決事項の表健康福祉部の表中

課	本庁専決事項	担当 主幹	課長	部次 長	部長	副市 長
---	--------	----------	----	---------	----	---------

を

課	専決事項	決裁区分				
		担当 主幹	課長	部次 長	部長	副市 長

に改め、同表福祉管理課の項中「福祉管理課」を「福祉政策課」に改め、同表こども家庭課の項中

16	児童福祉施設（保育所及び津市療育センターを除く。）等の設置の協議及び管理運営等に関する事	軽易なもの	やや重要なもの	重要なもの		
17	児童福祉法（昭和22年法律第164号）に基づく児童及び妊産婦の福祉に関する相談及び調査指導の実施並びに報告に関する事	○				
18	家庭児童相談事業の	○				

	実施に關すること。				
	19 児童虐待の防止等に 係る相談及び調査指導 等の実施に關すること。	○			
	20 チビッコ広場に係る 設置の承認に關するこ と。			○	
	21 児童遊園の管理に關 すること。	○			
	22 子育て広場に係る事 業の実施に關すること。	○			

を削り、同表高齢・障がい福祉課の項を次のように改める。

高齢福 祉課	1 高齢福祉に係る計画 及び調整に關すること。		軽易 なも の	やや 重要 なも の	重要 なも の	
	2 老人福祉法（昭和38 年法律第133号）第10 条の4第1項及び第11 条の規定に基づく費用 の決定及び徴収並びに 減免に關すること。				○	
	3 老人福祉法第10条の 4第1項及び第11条の 規定に基づく費用に係 る納入通知書の発送に 關すること。	○				
	4 はり・きゅう・マッ サージ施術費助成事業 に係る助成券の交付決 定に關すること。		○			
	5 生活管理指導短期宿		○			

	泊事業に係る利用の決定等に関する事				
	6 配食サービス事業に係る委託及び利用の決定等に関する事	○			
	7 外出支援サービス事業に係る利用の決定等に関する事	○			
	8 軽度生活家事援助事業に係る利用の決定等に関する事	○			
	9 紙おむつ等給付事業に係る給付の決定等に関する事	○			
	10 訪問理美容サービス事業に係る利用の決定等に関する事	○			
	11 在宅寝たきり老人等寝具乾燥事業に係る利用の決定等に関する事	○			
	12 高齢者生活支援事業見守りケーブルに関する事	○			
	13 高齢者生活福祉センター居住事業に係る利用の決定等に関する事	○			
	14 外国人高齢者福祉給付金支給事業に係る受給資格の認定及び支給の決定等に関する事	○			
	15 老人福祉電話事業に	○			

	係る貸与の決定等に関する こと。					
16	緊急通報装置事業に係る貸与の決定等に関する こと。		○			
17	老人日常生活用具給 付等事業に係る給付の 決定等に関すること。		○			
18	徘徊高齢者家族支援 サービス事業に係る利 用の決定等に関するこ と。		○			
19	生きがい活動支援通 所事業に係る利用の決 定等に関すること。		○			

別表第2 個別専決事項の表健康福祉部の表高齢福祉課の項の次に次のよ
うに加える。

障がい 福祉課	1 自立支援給付に關す る報告等に関すること。				○	
	2 自立支援給付（療養 介護医療費及び基準該 当療養介護医療費を除 く。）の支給の要否の 決定又は支給決定の取 消しに関すること。				○	
	3 自立支援給付（療養 介護医療費及び基準該 当療養介護医療費を除 く。）の支給決定の変 更に関すること。		○			
	4 療養介護医療費及び 基準該当療養介護医療 費の支給に関すること。				○	

5	地域生活支援事業に係る利用の決定又は利用決定の取消しに関すること。			○	
6	地域生活支援事業に係る利用決定の変更に 関すること。	○			
7	地域生活支援事業に係る委託に関すること。			○	
8	自立支援給付及び地域生活支援事業に係る費用の支払に関する こと。			○	
9	障害福祉サービス受給者証等の交付に関する こと。	○			
10	障害福祉サービス事業その他の事業又は身体障害者社会参加支援施設の利用のあっせん、調整又は要請に関する こと。	○			
11	身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第38条第1項、知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号）第27条及び児童福祉法（昭和22年法律第164号）第56条第2項（助産施設又は母子生活支援施設に係るものを除く。）の規定に基づく費用の			○	

	決定及び徴収並びに減免に関すること。					
12	身体障害者福祉法第38条第3項及び第4項並びに知的障害者福祉法第27条並びに児童福祉法第56条第2項（助産施設又は母子生活支援施設に係るものを除く。）の規定に基づく費用に係る納入通知書の発送に関すること。	○				
13	精神障害者に係る医療保護入院の同意に関すること。				○	
14	精神通院医療に係る自立支援医療費の申請書の進達に関すること。		○			
15	精神障害者保健福祉手帳の交付に関すること。			○		
16	特別児童扶養手当に係る認定の請求に関すること。			○		
17	障害児福祉手当、特別障害者手当及び福祉手当に係る認定及び却下並びにこれらの額の改定及び受給事由の消滅に関すること。			○		
18	障害児福祉手当、特別障害者手当及び福祉手当の受給者に係る変			○		

	更（これらの手当の額の改定に係るものを除く。）に關すること。				
19	重度心身障害者等介護手当及び心身障害児童福祉年金に係る認定及び却下並びにこれらの額の改定及び受給事由の消滅に關すること。	○			
20	重度心身障害者等介護手当及び心身障害児童福祉年金の受給者に係る変更（これらの手当及び年金の額の改定に係るものを除く。）に關すること。	○			
21	難病患者等ホームヘルプサービス事業に係る利用の決定等に關すること。			○	
22	難病患者等短期入所事業に係る利用の決定等に關すること。			○	
23	難病患者等日常生活用具給付事業に係る給付の決定等に關すること。	○			
24	障害者小規模作業所に係る設置の承認に關すること。			○	
25	知的障害者生活ホーム入居委託事業に係る利用の決定等に關する			○	

	こと。					
--	-----	--	--	--	--	--

別表第２個別専決事項の表健康福祉部の表援護課の項中「津市被保護世帯特別援護事業」を「被保護世帯特別援護事業」に改め、同表保険年金課の項中「１１ 国民健康保険料」を「１１ 国民健康保険料及び後期高齢者医療保険料」に、「１２ 国民健康保険料」を「１２ 国民健康保険料及び後期高齢者医療保険料」に、「１３ 国民健康保険料」を「１３ 国民健康保険料及び後期高齢者医療保険料」に、「１４ 国民健康保険料」を「１４ 国民健康保険料及び後期高齢者医療保険料」に、「１５ 国民健康保険料」を「１５ 国民健康保険料及び後期高齢者医療保険料」に、「１６ 国民健康保険料」を「１６ 国民健康保険料及び後期高齢者医療保険料」に、「１７ 国民健康保険料」を「１７ 国民健康保険料及び後期高齢者医療保険料」に改める。

別表第２個別専決事項の表商工観光部の表を次のように改める。

商工観光部

課	専決事項	決裁区分				
		担当 主幹	課長	部次 長	部長	副市 長
産業政 策振興 課	１ 工業の振興の計画、 実施及び調整に関する こと。	極め て軽 易な もの	軽易 なも の	やや 重要 なも の	重要 なも の	特に 重要 なも の
	２ 企業の誘致及び立地 に関すること。	極め て軽 易な もの	軽易 なも の	やや 重要 なも の	重要 なも の	特に 重要 なも の
	３ 企業の立地に係る補 助金の交付決定に関す ること。				○	
商業労 政振興 課	１ 商業の振興の計画、 実施及び調整に関する こと。	極め て軽 易な もの	軽易 なも の	やや 重要 なも の	重要 なも の	特に 重要 なも の

	2 商店街振興組合法（昭和37年法律第141号）に基づく認可等に関すること。				○	
観光振興課	観光の振興に係る施策の計画及び調整に関すること。	極めて軽易なもの	軽易なもの	やや重要なもの	重要なもの	特に重要なもの

別表第2 個別専決事項の表農林水産部の表中「本庁専決事項」を「専決事項」に改め、同表農林水産課の項中「農林水産課」を「農林水産政策課」に改める。

別表第2 個別専決事項の表競艇事業部の表中「本庁専決事項」を「専決事項」に改める。

別表第2 個別専決事項の表都市計画部の表中「本庁専決事項」を「専決事項」に改め、同表都市管理課の項及び都市計画課の項を次のように改める。

都市計画課	1 国土利用計画法（昭和49年法律第92号）に基づく届出に係る意見の申出等に関すること。				○	
	2 都市計画に関する基本的な方針に係る調査及び計画策定に関すること。		軽易なもの	やや重要なもの	重要なもの	特に重要なもの
	3 市街地に係る住宅施策（公営住宅を除く。）に関する調査及び計画策定に関すること。		軽易なもの	やや重要なもの	重要なもの	特に重要なもの
	4 公有地の拡大の推進に関する法律（昭和47年法律第66号）に基づく届出及び申出等に関				○	

すること。 5 都市景観に係る調査及び計画に關すること。 6 三重県屋外廣告物条例（昭和41年三重県条例第45号）に基づく次に掲げる事務 (1) 廣告物の表示及び掲出物件の設置等の許可に關すること。 (2) 届出の受理に關すること。 (3) 許可の取消しに關すること。 (4) 廣告物（はり紙、はり札等、立看板等及び廣告旗を除く。）の除却その他必要な措置の命令に關すること。 (5) 廣告物（はり紙、はり札等、立看板等及び廣告旗を除く。）の除却その他必要な措置の実施に關すること。 (6) 立入検査等に關すること。 (7) 屋外廣告物業を営む者に対する指導、助言及び勧告に關す	輕易なもの ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○	やや重要なもの ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○	重要なもの ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○	特に重要なもの ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○
--	---	---	---	---

	ること。 7 緑化施策の総合企画 及び総合調整に関する こと。		軽易 なも の	やや 重要 なも の	重要 なも の	特に 重要 なも の
都市整 備課	1 市街地再開発事業に 係る調査及び計画に関 すること。 2 土地区画整理事業に 係る調査及び計画に関 すること。 3 中心市街地の活性化 に係る施策の調整に関 すること。	極め て軽 易な もの	軽易 なも の 軽易 なも の 軽易 なも の	やや 重要 なも の やや 重要 なも の やや 重要 なも の	重要 なも の 重要 なも の 重要 なも の	特に 重要 なも の 特に 重要 なも の 特に 重要 なも の

別表第2 個別専決事項の表都市計画部の表都市整備課の項の次に次のよ
うに加える。

交通政 策課	1 交通政策に係る調査 及び計画に関すること。 2 公共交通事業及び公 共交通に係る総合調整 に関すること。 3 バリアフリー基本構 想に係る調査及び計画 に関すること。 4 路外駐車場の設置等		軽易 なも の 軽易 なも の 軽易 なも の ○	やや 重要 なも の やや 重要 なも の やや 重要 なも の	重要 なも の 重要 なも の 重要 なも の	特に 重要 なも の 特に 重要 なも の 特に 重要 なも の
-----------	---	--	--	---	---	---

	の届出の受理に関する こと。					
	5 路外駐車場に係る管 理規程及びその変更の 届出の受理に関するこ と。		○			
	6 路外駐車場への立入 検査等に関すること。		○			
	7 路外駐車場に係る是 正命令に関すること。				○	
	8 路外駐車場の供用の 停止に関すること。					○
	9 ヘリポート及び格納 庫用施設等の管理に関 すること。	極め て軽 易な もの	軽易 なも の	やや 重要 なも の	重要 なも の	特に 重要 なも の
	10 津市建築物における 駐車施設の附置及び管 理に関する条例（平成 18年津市条例第208号） に基づく次に掲げる事 務					
	(1) 駐車施設の附置の 特例に係る承認に関 すること。				○	
	(2) 立入検査等に関す ること。		○			
	(3) 措置命令に関する こと。				○	

別表第2 個別専決事項の表都市計画部の表公園緑地課の項を削る。

別表第2 個別専決事項の表建設部の表中「本庁専決事項」を「専決事項」に改め、同表建設管理課の項及び道路維持課の項を次のように改める。

建設政 策課	1 道路、公園、水路及び河川と民有地との境界に関すること。 2 道路、公園、水路及び河川の占用の許可に関すること。 3 道路、公園、水路及び河川に係る占用料の納入通知書の発送に関すること。 4 道路、公園、水路及び河川に係る占用料の減免に関すること。 5 道路に係る路線の認定、廃止及び変更に関すること。 6 道路に係る保険の加入及び請求に関すること。	○	○			
建設維 持課	1 公園緑地及び緑化の計画及び実施に関すること。 2 公園の使用等の許可及びその取消しに関すること。 3 公園に係る使用料等の納入通知書の発行に関すること。 4 公園に係る使用料等の減免に関すること。 5 準用河川に係る占用	○	軽易なもの ○ ○ ○	やや重要なもの	重要なもの	特に重要なもの

	又は採取の許可に関する こと。					
6	準用河川と民有地との 境界査定等に関する こと。	○				
7	河川台帳の整備及び 管理に関すること。	○				
8	調整池に係る占用許 可に関すること。	○				
9	砂防指定地内におけ る行為に係る申請書の 受理及び進達に関する こと。	○				
10	急傾斜地崩壊区域内 における行為に係る申 請書の受理及び進達に 関すること。	○				
11	地すべり防止区域内 における行為に係る申 請書の受理及び進達に 関すること。	○				
12	漂流物及び沈没品の 取得及び届出の公告に 関すること。	○				
13	津市道路整備計画の 推進及び調整に関する こと。	軽 易 な も の	やや 重要 な も の	重要 な も の	特に 重要 な も の	

別表第2 個別専決事項の表下水道部の表下水道管理課の項中「下水道管理課」を「下水道政策課」に改め、同表下水道建設課の項及び下水道施設課の項を次のように改める。

下水道	1	私道への公共下水道			○	
-----	---	-----------	--	--	---	--

建設課	設置に係る工事施行の決定に関する事 2 下水道建設工事に係る公共ます等の設置の決定等に関する事 3 下水道管渠等（都市下水路を含む。）に係る占用許可に関する事 4 既設污水管への公共ます等の設置の決定等に関する事 5 下水道台帳の管理に関する事		○			
下水道施設課	終末処理場、ポンプ施設及び附帯施設に係る占用許可に関する事		○			

別表第2 個別専決事項の表下水道部の表河川課の項を削る。

別表第3 個別専決事項の表中

「久居工事事務所

専決事項	決裁区分				
	担当主幹	担当副参事	久居工事事務所長	部長	副市長

を

「工事事務所

専決事項	決裁区分				
	担当主幹	担当副参事	工事事務所長	部長	副市長

に、「職務に専念する義務の特例に関する条例」を「津市職員の職務に専

念する義務の特例に関する条例」に、「職務に専念する義務の特例に関する規則」を「津市職員の職務に専念する義務の特例に関する規則」に、

	18 以上に掲げるもののほか、軽易なものと認めるもの				○	
--	----------------------------	--	--	--	---	--

を

	18 道路、橋りょう等の維持及び補修に関すること。		○			
	19 水路の維持管理に関すること。		○			
	20 道路の維持及び施設の小修繕に関すること。		○			
	21 公園緑地、都市下水路及び下水道の管渠の維持管理に係る作業に関すること。		○			
	22 下水道ポンプ施設、排水施設及び排水路の清掃作業に関すること。		○			
	23 三重県屋外広告物条例に基づく広告物（はり紙、はり札及び立看板に限る。）の除却に関すること。		軽易なもの	やや重要なもの	重要なもの	特に重要なもの
	24 以上に掲げるもののほか、軽易なものと認めるもの。				○	

に改める。

別表第4 個別専決事項の表市長公室政策課の表及び総務部総務課の表を次のように改める。

政策財務部政策課

室	専決事項	決裁区分				
		担当 主幹	室長	部次 長	部長	副市 長
地域振 興室	1 地域振興事業に係る 企画及び総合調整に関 すること。		軽易 なも の	やや 重要 なも の	重要 なも の	特に 重要 なも の
	2 総合支所との総合調 整に関するすること。				○	
	3 地域審議会との連絡 調整に関するすること。				○	
	4 津地区地域審議会に 係る庶務に関するすること。				○	
	5 過疎地域等に係る対 策の推進及び総合調整 に関するすること。				○	
広報室	1 広報津の編集及び発 行に関するすること。				○	
	2 記者発表及び資料提 供に関するすること。				○	
	3 広報活動の企画及び 連絡調整に関するすること。		軽易 なも の	やや 重要 なも の	重要 なも の	
	4 映像及び音声による 広報番組等の企画及び 制作に関するすること。				○	
	5 ホームページの企画 及び編集に関するすること。				○	
	6 市の花、木及び鳥並 びに市民歌に関するこ と。		軽易 なも の	やや 重要 なも の	重要 なも の	特に 重要 なも の

				の		の
--	--	--	--	---	--	---

総務部総務課

室	専決事項	決裁区分				
		担当 主幹	室長	部次 長	部長	副市 長
法務室	1 例規の審査に関する こと。		○			
	2 重要な契約書、協定 書等の審査に関するこ と。		○			
	3 訴訟事件又は訴訟事 件となるおそれのある 事件に対する指導助言 に関すること。		○			
	4 法律顧問相談に関す ること。		○			
	5 行政手続に係る総合 的な調整に関すること。		○			

別表第 4 個別専決事項の表総務部総務課の表の次に次の表を加える。

市民部市民交流課

室	専決事項	決裁区分				
		担当 主幹	室長	部次 長	部長	副市 長
国際・ 国内交 流室	1 国際化への対応に関 すること。		軽易 なも の	やや 重要 なも の	重要 なも の	特に 重要 なも の
	2 国際交流に関するこ と。		軽易 なも の	やや 重要 なも の	重要 なも の	特に 重要 なも の
	3 姉妹都市及び友好都		軽易	やや	重要	特に

	市に関すること。		な も の	重 要 な も の	な も の	重 要 な も の
	4 都市間交流に関する こと。		軽 易 な も の	やや 重 要 な も の	重 要 な も の	特 に 重 要 な も の

別表第4 個別専決事項の表市民部人権課の表の次に次の表を加える。

健康福祉部こども家庭課

室	専決事項	決裁区分				
		担当 主幹	室長	部次 長	部長	副市 長
こども 総合支 援室	1 児童福祉施設（保育 所及び津市療育センタ ーを除く。）等の設置 の協議及び管理運営等 に関すること。		軽 易 な も の	やや 重 要 な も の	重 要 な も の	
	2 児童福祉法に基づく 児童及び妊産婦の福祉 に関する相談及び調査 指導の実施並びに報告 に関すること。		○			
	3 家庭児童相談事業の 実施に関すること。		○			
	4 児童虐待の防止等に 係る相談及び調査指導 等の実施に関すること。		○			
	5 チビッコ広場に係る 設置の承認に関すること。				○	
	6 児童遊園の管理に関 すること。		○			
	7 子育て広場に係る事		○			

	業の実施に関すること。					
--	-------------	--	--	--	--	--

別表第4 個別専決事項の表健康福祉部保険年金課の表を次のように改める。

健康福祉部保険年金課

室	専決事項	決裁区分				
		担当 主幹	室長	部次 長	部長	副市 長
医療助 成室	1 福祉医療費の助成に 関すること。		○			
	2 福祉医療費受給資格 の認定等に関すること。	○				
	3 福祉医療費に係る受 給資格証の交付及び再 発行に関すること。	○				
	4 後期高齢者医療に係 る申請書の受付に関す ること。		○			
	5 後期高齢者医療被保 険者証等の引渡しに関 すること。	○				
	6 後期高齢者医療保険 料納入通知書の発送及 び公示送達に関すること。		○			
	7 後期高齢者医療保険 料の調定に関すること。		○			
	8 三重県後期高齢者医 療広域連合との連絡調 整に関すること。		軽易 なも の	やや 重要 なも の	重要 なも の	
	9 老人保健医療の給付 に関すること。		○			

	10 その他後期高齢者医療及び老人保健医療に関すること。		軽易なもの	やや重要なもの	重要なもの	
--	------------------------------	--	-------	---------	-------	--

別表第4 個別専決事項の表商工観光部商工労政課の表を削る。

別表第4 個別専決事項の表農林水産部農林水産課の表中「農林水産部農林水産課」を「農林水産部農林水産政策課」に改め、同表水産振興室の項及び林業振興室の項を次のように改める。

林業振興室	1 林業の振興の計画及び調整に関すること。 2 森林施業に伴う立入調査等及び勧告に関すること。 3 火入れの許可に関すること。		軽易なもの ○ ○	やや重要なもの	重要なもの	特に重要なもの
水産振興室	水産業の振興の計画及び調整に関すること。		軽易なもの	やや重要なもの	重要なもの	特に重要なもの

別表第6 中「第4条第6項第2号」を「第4条第6項第3号」に、「第4条第6項第3号」を「第4条第6項第4号」に改める。

(津市職員試験選考委員会規程の一部改正)

第4条 津市職員試験選考委員会規程（平成18年津市訓令第11号）の一部を次のように改正する。

第5条中「市長公室人事課」を「総務部人事課」に改める。

(津市臨時職員取扱規程の一部改正)

第5条 津市臨時職員取扱規程（平成18年津市訓令第13号）の一部を次のように改正する。

第3条、第4条第2項及び第3項、第9条第2項並びに第12条中「市長公室長」を「総務部長」に改める。

第1号様式中

「市人 」「総人
長 事 を 務事 に、「（あて先）市長公室長」を「（あて先）総務部長」
公
室課」 部課」

に改める。

第2号様式中

「市人 」「総人
長 事 を 務事 に、「（あて先）市長公室長」を「（あて先）総務部長」
公
室課」 「部課」

に改める。

（津市非常勤嘱託員取扱要綱の一部改正）

第6条 津市非常勤嘱託員取扱要綱（平成18年津市訓令第14号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項及び第2項中「市長公室長」を「総務部長」に改める。

第1号様式中

「市 」「総
長 務
公 部
室 を に改める。
人 人
事 事
課」 課」

（津市職員服務規程の一部改正）

第7条 津市職員服務規程（平成18年津市訓令第17号）の一部を次のように改正する。

第2条第4号中「久居工事事務所長」を「工事事務所長」に改め、同条第7号中「同条第6項第2号」を「同条第6項第3号」に、「同条第4項第2号」を「同条第4項第3号」に改める。

第11条第3号中「市長公室人事課」を「総務部人事課」に改める。

第19条第3項中「市長公室行政経営課経由」を「総務部行政経営課経由」に改める。

第31条第2項中「契約財産課長」を「財産管理課長」に改める。

第34条中「市長公室長」を「総務部長」に改める。

（津市土地開発基金管理運用規程の一部改正）

第8条 津市土地開発基金管理運用規程（平成18年津市訓令第25号）の一部を次のように改正する。

第3条中「財務部財政課」を「政策財務部財政課」に改める。

第5条、第7条、第8条第1項及び第2項、第10条第1項及び第2項、第11条、第12条、第13条第1項及び第2項、第14条第1項及び第3項並びに第16条中「財務部長」を「政策財務部長」に改める。

第2号様式中「財務部長 様」を「（あて先）政策財務部長」に改める。

第3号様式中「 部長 様」を「（あて先） 部長」に、「財務部長」を「政策財務部長」に改める。

第4号様式中「財務部長 様」を「（あて先）政策財務部長」に改める。

第5号様式中「 部長 様」を「（あて先） 部長」に、「財務部長（氏 名）」を「政策財務部長（氏 名）」に、「財務部長 様」を「（あて先）政策財務部長」に改める。

第6号様式中「 部長 様」を「（あて先） 部長」に、「財務部長」を「政策財務部長」に改める。

（津市自動車管理規程の一部改正）

第9条 津市自動車管理規程（平成18年津市訓令第27号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項中「同条第1項第3号、」を削る。

第4条第2項及び第6条中「契約財産課長」を「財産管理課長」に改める。

第15条中「契約財産課長」を「財産管理課長」に、「市長公室人事課」を「総務部人事課」に改める。

第18条中「契約財産課長」を「財産管理課長」に改める。

（津市自動車事故対策委員会規程の一部改正）

第10条 津市自動車事故対策委員会規程（平成18年津市訓令第28号）の一部を次のように改正する。

第3条第2項中「財務部長」を「政策財務部長」に、「市長公室長」を「総務部長」に、「久居工事事務所長」を「工事事務所長」に改め、「同条第1項第3号、」を削る。

第8条中「財務部契約財産課」を「政策財務部財産管理課」に改める。

（津市土地取得等審査委員会規程の一部改正）

第 1 1 条 津市土地取得等審査委員会規程（平成 1 8 年津市訓令第 3 5 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条第 2 項中「財務部長」を「政策財務部長」に改め、同条第 3 項中「市長公室長」を削る。

第 5 条第 3 項中「防災危機管理室長」の次に「、スポーツ・文化振興室長」を、「総合支所長を含む」の次に「。以下同じ」を加え、「久居工事事務所長」を「工事事務所長」に改め、「同条第 1 項第 3 号、」を削る。

第 6 条中「（市長公室長、防災危機管理室長、担当理事及び総合支所長を含む。以下同じ。）」を削る。

第 9 条中「財務部契約財産課」を「政策財務部財産管理課」に改める。

（津市地域包括支援センター設置規程の一部改正）

第 1 2 条 津市地域包括支援センター設置規程（平成 1 8 年津市訓令第 4 1 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条中「健康福祉部高齢・障がい福祉課」を「健康福祉部高齢福祉課」に改める。

第 4 条第 2 項中「高齢・障がい福祉課長」を「高齢福祉課長」に改める。

（津市行財政改革推進本部設置規程の一部改正）

第 1 3 条 津市行財政改革推進本部設置規程（平成 1 8 年津市訓令第 4 2 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条第 2 項及び第 1 1 条中「市長公室行政経営課」を「総務部行政経営課」に改める。

附 則

この訓令は、平成 2 0 年 4 月 1 日から施行する。

津市訓令第4号

庁中一般
出先機関

津市文書管理規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成20年3月31日

津市長 松 田 直 久

津市文書管理規程の一部を改正する訓令

津市文書管理規程（平成18年津市訓令第6号）の一部を次のように改正する。

第2条第1号中「記録をいう」の次に「。以下同じ」を加え、同条第11号を同条第12号とし、同条第3号から第10号までを1号ずつ繰り下げ、同条第2号中「久居工事事務所」を「工事事務所」に改め、同号を同条第3号とし、同条第1号の次に次の1号を加える。

(2) 文書管理システム 電子計算機により総合的に文書の管理を行うためのシステムで、文書の起案、回議、決裁、供覧、発送、收受、保存等を行うことができ、かつ、市長が認めたものをいう。

第3条に次の1項を加える。

2 この規程における事務処理は、特に規定するもののほか、文書管理システムにより行うものとする。

第4条第2項中「毎年1回各課」を「各課及び室」に改める。

第6条中「及び」を「、津市事務分掌規則第4条第3項に規定する室長並びに同条第2項及び同条第6項第1号に規定する担当副参事並びに津市支所及び出張所処務規程第4条第2項に規定する室長及び同条第4項第1号に規定する」に、「以下」を「第10条第1項、第15条第1項、第29条第2項、第31条第2項、第39条第1項及び第2項並びに第40条において」に改める。

第11条第4号中「数課」及び「課」の次に「又は室」を加え、同条第5号中「、親展文書及び個人あての文書を除き」、「、その余白部分に收受印を押し」及び「の文書取扱責任者」を削る。

第13条中「到達した文書は、当直員が受領し」を「到達し、当直員が受領した文書は」に改める。

第15条第1項中「課」の次に「又は室」を加え、同項第2号中「会議又は

各種行事」を「各種行事等」に改め、同項に次の１号を加える。

(5) 総務課長が文書管理システムに登録しないことが適当と認める文書

第１５条第２項中「課」の次に「又は室」を加える。

第１６条に次のただし書を加える。

ただし、口頭により処理することができる場合は、この限りでない。

第１７条第２項中「文書の余白に「供覧」と朱書するとともに、他の課」を「次条の規定に準じて行い、他の課又は室」に改め、「課」の次に「若しくは室」を加える。

第１８条第１項を次のように改める。

文書の起案は、文書管理システムにより行うものとする。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、文書管理システムに所要事項を登録し、起案用紙（第５号様式）を用い、又は一定の帳票を利用して行うものとする。

(1) 法令等により、紙による作成、保存等が定められている場合

(2) 紙の添付文書、大量の電磁的記録の添付文書その他の文書管理システムに登録できない添付文書がある場合

(3) 起案の様式が電子計算機による業務処理により紙で作成される場合

(4) 緊急に事案を処理する必要がある、文書管理システムを使用することが困難な場合又は故障等により文書管理システムを使用することができない場合

第１８条第３項第１号中「の定めるところにより、次に掲げる表示をすること」を「に規定する決裁区分を表示すること」に改め、同号アからサまでを削り、同項第２号及び第３号を次のように改める。

(2) 決裁欄には、決裁の順序を記載すること。

(3) 取扱上の注意欄には、重要、至急、秘密等特別扱いの必要がある場合は、その旨を記載すること。

第１８条第３項第４号中「保存区分」を「保存年限」に、「編さん類目欄」を「分類記号欄」に、「コード番号」を「分類記号」に改め、同条第５号及び第６号を次のように改め、同項を同条第４項とする。

(5) 公印欄には、公印の使用を承認した日等を記載すること。

(6) 発送欄には、発送手続を行った日等を記載すること。

第１８条中第２項を第３項とし、第１項の次に次の１項を加える。

２ 前項第４号に規定する場合においては、文書管理システムへの登録は、決裁後に行うものとする。

第18条に次の2項を加える。

5 文書管理システムを用いない承認、決裁、合議及び供覧は、押印又は署名によるものとする。

6 軽易な事案で文書管理システムに登録の必要がないものは、文書の余白を利用して処理することができる。

第19条第1項中「又は主管担当理事」を「（防災危機管理室長及びスポーツ・文化振興室長を含む。以下同じ。）若しくは主管担当理事又は総合支所長」に改め、「及び担当理事」の次に「並びに総合支所長」を加え、「又は主管担当参事」を「（防災危機管理室次長、スポーツ・文化振興室次長及び工事事務所長を含む。以下同じ。）若しくは主管担当参事又は副総合支所長」に改め、「当該主管部次長」の次に「（工事事務所長を除く。）」を加え、「主管担当参事が置かれていない場合は、主管課長」を「主管担当参事並びに副総合支所長が置かれていない場合は、主管課長（東京事務所長及び津駅前北部土地区画整理事務所長を含む。以下この項において同じ。）」に改め、「及び担当参事」の次に「並びに副総合支所長」を加え、同条第3項中「前2項」を「文書管理システムを用いない場合において、前2項」に改める。

第20条中「決裁欄にその押印」を「承認」に改める。

第21条中「部課」を「部又は課若しくは室」に改め、同条第1号中「他の課」の次に「又は室」を加える。

第22条中「起案課」の次に「又は室」を加える。

第24条第2項中「原議書の欄外に」を削り、同条第3項中「部課」を「部又は課若しくは室」に改める。

第26条第1項中「市長公室法務室長」を「法務室長」に改め、同条第2項中「市長公室政策課法務室」を「総務部法務室」に改める。

第28条第3項中「主管課に備える」を削り、「並びに総務課及び各総合支所総務課に備える」を「及び」に改める。

第29条第1項中「主管課に備える発送簿に記載し」を「必要な事項を文書管理システムに登録し」に改め、同条第2項中「記載の」を「登録の」に、「発送簿への記載」を「文書管理システムへの登録」に改め、同条第3項中「又はファクシミリ」を削る。

第30条中「課名」の次に「若しくは室名」を加え、「発送簿の番号」を「文書管理システムにおいて取得した文書番号」に改める。

第34条第2項中「の表紙（第11号様式）及び背表紙（第12号様式）」

は」を「は、背表紙（第 1 1 号様式）を付け」に改め、同項ただし書を削る。

第 3 5 条中「完結した文書は、各課において」を「文書管理システムを用いない場合は」に改め、同条第 4 号中「1 簿冊」を「簿冊」に改め、「とし、厚さ 7 センチメートル程度」を削り、同条第 8 号中「第 1 3 号様式」を「第 1 2 号様式」に、「表紙の裏に貼付する」を「簿冊の先頭にとじる」に改め、同条を同条第 2 項とし、同項の前に次の 1 項を加える。

起案者は、文書管理システムにおいて文書の完結に必要な事項を登録するものとする。

第 3 8 条第 1 項中「第 1 4 号様式」を「第 1 3 号様式」に、「それぞれ 2 部を添えて」を「を作成し」に改める。

第 3 9 条第 2 項中「第 1 5 号様式」を「第 1 4 号様式」に改める。

第 4 1 条第 1 項中「第 1 6 号様式」を「第 1 5 号様式」に改め、同条第 2 項中「焼却、裁断等の」を「総務課長が指定する」に改める。

第 4 号様式及び第 5 号様式を次のように改める。

第4号様式（第15条関係）

[illegible]

決裁 区分		文書 番号		発送	年 月 日
				公印	年 月 日
保存 年限	年	施行 日	年 月 日	取扱上 の注意	(処理期限) 年 月 日
完結 日	年 月 日	決裁 日	年 月 日	起案者	氏名 電話番号 ㊞
分類 記号		起案 日	年 月 日		
件名					
決 裁 ・ 合 議					

第 8 号様式及び第 9 号様式を次のように改める。

第8号様式 (第28条関係)

文 書 発 送 ・ 公 印 使 用 簿

[illegible]

第9号様式 (第28条関係)

公 印 使 用 簿

[illegible]

第 1 1 号様式を削る。

第 1 2 号様式中「編さん類目」を「分類記号」に、「個別文書名」を「簿冊名」に改め、同様式を第 1 1 号様式とし、同様式の次に次の 1 様式を加える。

第12号様式（第35条関係）

保 存 文 書 目 次 表

[illegible]

第 1 3 号様式及び第 1 4 号様式を次のように改める。

第13号様式（第38条関係）

[illegible]

第14号様式（第39条関係）

保存文書閱覽(貸出)簿

[illegible]

第14号様式の次に次の1様式を加える。

[illegible]

年度 廃棄文書目録

第 16 号様式を削る。

附 則

この訓令は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

津市訓令第 5 号

庁中一般
出先機関

津市庁舎防火等管理規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成 20 年 3 月 31 日

津市長 松 田 直 久

津市庁舎防火等管理規程の一部を改正する訓令

津市庁舎防火等管理規程（平成 18 年津市訓令第 24 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条第 2 項中「会長は」を「会長には」に、「は財務部長」を「には政策財務部税務・財産管理担当理事」に改め、同条第 3 項中「市長公室長、」を削る。

第 6 条中「財務部契約財産課」を「政策財務部財産管理課」に改める。

第 7 条第 2 項中「財務部長」を「政策財務部税務・財産管理担当理事」に改め、同条第 3 項中「財務部長」を「政策財務部税務・財産管理担当理事」に、「契約財産課長」を「財産管理課長」に改める。

第 9 条第 2 項第 1 号中「同条第 1 項第 3 号、」を削り、「含む」を「含み、本庁舎に勤務する者に限る」に、「収入役室長及び選挙管理委員会事務局長」を「会計管理室長、選挙管理委員会事務局長、農業委員会事務局長及び監査事務局長」に改め、同項第 6 号中「契約財産課長」を「財産管理課長」に改める。

第 12 条第 2 項中「別表第 3 に」を「別に」に改め、同条第 3 項中「は財務部長」を「には政策財務部税務・財産管理担当理事」に、「者、」を「者を、」に、「は市長公室長」を「には総務部長」に改め、同条第 4 項及び第 5 項を削る。
別表第 3 を削る。

附 則

この訓令は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

津市訓令第 6 号

庁中一般
出先機関

津市会計管理者事務専決規程を次のように定める。

平成 20 年 3 月 31 日

津市長 松 田 直 久

津市会計管理者事務専決規程

(趣旨)

第 1 条 この規程は、会計管理者の事務の能率的かつ円滑な処理を図るため、物品出納員及び物品分任出納員に専決処理させる事項を定めるものとする。

(定義)

第 2 条 この規程において「専決」とは、会計管理者がその権限に属する事務を、常時、会計管理者に代わって物品出納員及び物品分任出納員にその判断と責任において決裁させることをいう。

(物品出納員の専決事項)

第 3 条 物品出納員の専決事項は、津市物品会計規則（平成 18 年津市規則第 43 号）第 12 条の規定により出納通知を必要とする物品の出納及び保管に関することとする。

(物品分任出納員の専決事項)

第 4 条 物品分任出納員の専決事項は、津市物品会計規則第 12 条ただし書の規定により出納通知を要しない物品の出納及び保管に関することとする。

(委任)

第 5 条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

- 1 この訓令は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 津市収入役事務専決規程（平成 18 年津市訓令第 5 号）は、廃止する。

津市訓令第 7 号

庁中一般

出先機関

津市庁議及び幹部会議に関する規程等の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成 20 年 3 月 31 日

津市長 松 田 直 久

津市庁議及び幹部会議に関する規程等の一部を改正する訓令

(津市庁議及び幹部会議に関する規程の一部改正)

第 1 条 津市庁議及び幹部会議に関する規程（平成 18 年津市訓令第 2 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 1 項第 1 号中「、収入役」を削り、同条第 2 項中「、収入役」を削り、「部長」の次に「及び会計管理者」を加える。

(津市臨時職員取扱規程の一部改正)

第 2 条 津市臨時職員取扱規程（平成 18 年津市訓令第 13 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条中「三重短期大学事務局長並びに収入役室長」を「会計管理者並びに三重短期大学事務局長」に、「収入役室」を「会計管理室」に改める。

(津市非常勤嘱託員取扱要綱の一部改正)

第 3 条 津市非常勤嘱託員取扱要綱（平成 18 年津市訓令第 14 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条第 1 項中「三重短期大学事務局長並びに収入役室長」を「会計管理者並びに三重短期大学事務局長」に改める。

(津市職員服務規程の一部改正)

第 4 条 津市職員服務規程（平成 18 年津市訓令第 17 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 2 号中「収入役室長」を「会計管理室長」に、「収入役」を「会計管理者」に改める。

(津市職員被服等貸与規程の一部改正)

第 5 条 津市職員被服等貸与規程（平成 18 年津市訓令第 19 号）の一部を次のように改正する。

第10条第1項中「収入役」を「会計管理者」に改める。

(津市行財政改革推進本部設置規程の一部改正)

第6条 津市行財政改革推進本部（平成18年津市訓令第42号）の一部を次のように改正する。

第3条第3項中「、収入役」を削り、「総合支所長」の次に「、会計管理者」を加える。

附 則

この訓令は、平成20年4月1日から施行する。

津市訓令第 8 号

津市水道事業管理規程第 1 号

津市教育委員会訓令第 2 号

津市選挙管理委員会告示第 1 4 号

津市農業委員会告示第 3 号

津市監査委員告示第 5 号

津市議会規程第 1 号

庁中一般

出先機関

津市職員安全衛生管理規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成 2 0 年 4 月 8 日

津市長 松 田 直 久

津市水道事業管理者 平 井 秀 次

津市教育委員会教育長 佐々木 典 夫

津市選挙管理委員会委員長 大 橋 達 郎

津市農業委員会会長 野 田 悟

津市代表監査委員 岡 部 高 樹

津市議会議長 川 瀬 利 夫

津市職員安全衛生管理規程の一部を改正する規程

津市職員安全衛生管理規程（平成１９年津市訓令第８号、平成１９年津市水道事業管理規程第５号、平成１９年津市教育委員会訓令第１号、平成１９年津市選挙管理委員会告示第１２８号、平成１９年津市農業委員会告示第１号、平成１９年津市監査委員告示第９号、平成１９年津市議会規程第１号）の一部を次のように改正する。

第２条第３項中「市長公室長及び防災危機管理室長」を「防災危機管理室長及びスポーツ・文化振興室長」に、「久居工事事務所長」を「工事事務所長」に改める。

第３８条中「市長公室人事課」を「総務部人事課」に改める。

別表第１中「、下水道管理課、下水道建設課、下水道施設課」及び「一志水道事業所美杉分室及び」を削り、「市長公室人事課」を「総務部人事課」に、「下水道部下水道管理課」を「下水道部下水道政策課」に改め、「久居水道事業所及び」を削る。

別表第３中「、下水道管理課、下水道建設課、下水道施設課」及び「久居水道事業所及び」を削る。

別表第４及び別表第５を次のように改める。

別表第 4 （第 1 5 条関係）

箇所	
津市西部クリーンセンター	津北工事事務所（津市相川建設作業事務所に限る。）
津市クリーンセンターおおたか	津南工事事務所（津市相川建設作業事務所に限る。）
津市白銀環境清掃センター	久居総合支所産業環境課（津市森清掃管理事業センターに限る。）
津市安芸・津衛生センター	片田浄水場
津市クリーンセンターくもず	津市一志学校給食センター

別表第 5 （第 1 7 条関係）

箇所	
津市アストプラザ	一志総合支所
津リージョンプラザ	津市とことめの里一志
各保育所	白山総合支所
東分庁舎に設置される部等	美杉総合支所
津駅前北部土地区画整理事務所	津市レークサイド君ヶ野
津北工事事務所	三重短期大学
津南工事事務所	議会事務局
津市榊原温泉保養館	各小学校
河芸総合支所	各中学校
芸濃総合支所	各幼稚園
津市錫杖湖水荘	津市津中央公民館
美里総合支所	津市津図書館
安濃総合支所	農業委員会事務局
香良洲総合支所	

附 則

この規程は、公布の日から施行する。

津市告示第 4 8 号

市長の職務を代理する職員（平成 1 8 年津市告示第 4 3 号）の一部を次のように改正し、平成 2 0 年 4 月 1 日から施行する。

平成 2 0 年 3 月 3 1 日

津市長 松 田 直 久

告示中「市長公室長」を「政策財務部長」に改める。

津市告示第 4 9 号

地方税法（昭和 2 5 年法律第 2 2 6 号）第 4 1 6 条第 3 項の規定により、平成 2 0 年度土地価格等縦覧帳簿及び家屋価格等縦覧帳簿の縦覧の場所及び期間を次のとおり定める。

平成 2 0 年 3 月 3 1 日

津市長 松 田 直 久

1 縦覧場所

縦覧場所	縦覧できる区域
津市財務部資産税課※	市内全域
久居総合支所市民課※	久居総合支所管内の区域
河芸総合支所市民福祉課	河芸総合支所管内の区域
芸濃総合支所市民福祉課	芸濃総合支所管内の区域
美里総合支所市民福祉課	美里総合支所管内の区域
安濃総合支所市民福祉課	安濃総合支所管内の区域
香良洲総合支所市民福祉課	香良洲総合支所管内の区域
一志総合支所市民福祉課	一志総合支所管内の区域
白山総合支所市民福祉課	白山総合支所管内の区域
美杉総合支所市民福祉課	美杉総合支所管内の区域

※ 平成 2 0 年 4 月 1 日以降、次のように名称が変更されます。

津市財務部資産税課 ⇒ 津市政策財務部資産税課

久居総合支所市民課 ⇒ 久居総合支所資産税課分室

2 縦覧期間 平成 2 0 年 4 月 1 日から同年 5 月 3 0 日まで
（但し、土日祝日を除く）

津市告示第 5 0 号

津市工事検査要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

平成 2 0 年 3 月 3 1 日

津市長 松 田 直 久

津市工事検査要綱の一部を改正する告示

津市工事検査要綱（平成 1 8 年津市告示第 4 1 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 2 号中「久居工事事務所に」を「工事事務所に」に、「久居工事事務所長」を「工事事務所長」に改める。

第 3 条第 4 号ウ中「市長公室検査担当理事」を「政策財務部検査担当理事」に改める。

第 4 条中「市長公室検査課」を「政策財務部検査課」に改める。

第 5 条の見出し中「市長公室検査担当理事等」を「政策財務部検査担当理事等」に改め、同条第 1 項及び第 2 項中「市長公室検査担当理事」を「政策財務部検査担当理事」に改める。

第 6 条並びに第 7 条第 1 項及び第 2 項中「市長公室検査担当理事」を「政策財務部検査担当理事」に改める。

第 8 条第 1 項中「市長公室検査担当理事」を「政策財務部検査担当理事」に改め、「同条第 1 項第 3 号、」を削り、同条第 2 項中「市長公室検査担当理事」を「政策財務部検査担当理事」に改める。

第 9 条第 1 項及び第 2 項、第 1 1 条第 1 項並びに第 1 2 条第 1 項及び第 2 項中「市長公室検査担当理事」を「政策財務部検査担当理事」に改める。

第 1 3 条第 1 項中「市長公室検査担当理事」を「政策財務部検査担当理事」に、「財務部長」を「総務部長」に改め、同条第 2 項中「市長公室検査担当理事」を「政策財務部検査担当理事」に改める。

第 1 4 条及び第 1 7 条中「市長公室検査担当理事」を「政策財務部検査担当理事」に改める。

第 1 8 条中「財務部長」を「総務部長」に、「市長公室検査担当理事」を「政策財務部検査担当理事」に改める。

第 1 9 条中「市長公室検査担当理事」を「政策財務部検査担当理事」に、「財務部長」を「総務部長」に改める。

第20条及び第21条中「市長公室検査担当理事」を「政策財務部検査担当理事」に改める。

第1号様式中「市長公室検査担当理事 様」を「（あて先）政策財務部検査担当理事」に、「（職 名） 様」を「（あて先）（職 名）」に、「市長公室検査担当理事」を「政策財務部検査担当理事」に改める。

様式第3号の2中「様式第3号の2」を「第3号様式の2」に改める。

第5号様式中「（職 名） 様」を「（あて先）（職 名）」に、「市長公室検査担当理事」を「政策財務部検査担当理事」に改める。

第7号様式中「市長公室検査担当理事 様」を「（あて先）政策財務部検査担当理事」に改める。

第8号様式中「津市長 様」を「（あて先）津市長」に、「市長公室検査担当理事」を「政策財務部検査担当理事」に改める。

附 則

この告示は、平成20年4月1日から施行する。

津市告示第 5 1 号

道路法（昭和 2 7 年法律第 1 8 0 号）第 1 8 条第 1 項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更した。

その関係図面は、津市建設部建設管理課において、告示の日から 2 週間一般の縦覧に供する。

平成 2 0 年 3 月 3 1 日

津市長 松 田 直 久

路線名 5 0 8 4 半田神戸線

道路の区域

区域	新旧の別	幅員（m）	延長（m）
津市神戸字中垣内 1424 番 2 地先から 津市神戸字中垣内 1424 番 14 地先まで	旧	2.7～3.3	38.0
津市神戸字中垣内 1424 番 2 地先から 津市神戸字中垣内 1424 番 14 地先まで	新	4.0～17.0	38.0

津市告示第 5 2 号

道路法（昭和 2 7 年法律第 1 8 0 号）第 1 8 条第 1 項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更した。

その関係図面は、津市建設部建設管理課において、告示の日から 2 週間一般の縦覧に供する。

平成 2 0 年 3 月 3 1 日

津市長 松 田 直 久

路線名 2 1 4 宮崎亀山池ノ平線

道路の区域

区域	新旧の別	幅員（m）	延長（m）
津市美杉町太郎生 1781 番 1 地先から 津市美杉町太郎生 1777 番 2 地先から	旧	4. 0～25. 0	35. 0
津市美杉町太郎生 1781 番 1 地先から 津市美杉町太郎生 1777 番 2 地先から	新	4. 0	70. 0

津市告示第 5 3 号

道路法（昭和 2 7 年法律第 1 8 0 号）第 1 8 条第 2 項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始した。

その関係図面は、津市建設部建設管理課において、告示の日から 2 週間一般の縦覧に供する。

平成 2 0 年 3 月 3 1 日

津市長 松 田 直 久

整理番号	路 線 名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始 年月日
2 1 4	宮崎亀山池ノ平線	津市美杉町太郎生 1781 番 1 地先から	平成 20 年 3 月 31 日
		津市美杉町太郎生 1777 番 2 地先まで	

津市告示第 5 4 号

下記に係る自動車臨時運行許可証及び自動車臨時運行許可番号標は無効であることを告示する。

平成 2 0 年 3 月 3 1 日

津市長 松 田 直 久

記

自動車臨時運行許可証及び自動車臨時運行許可番号標

許可証及び許可番号標	許可年月日	無効となった日
三重 1 3 - 5 3 津	平成 1 9 年 1 2 月 1 3 日	平成 1 9 年 1 2 月 1 9 日

津市告示第 5 5 号

地方税法（昭和 2 5 年法律第 2 2 6 号）第 4 1 0 条第 1 項の規定に基づき平成 2 0 年度に係る固定資産の価格等を決定し、同法第 4 1 1 条第 1 項の規定により固定資産課税台帳に登録したので、同条第 2 項の規定によりその旨を告示する。

平成 2 0 年 4 月 1 日

津市長 松 田 直 久

津市告示第 5 6 号

介護保険法（平成 9 年法律第 1 2 3 号）第 2 4 条の 2 第 1 項に基づき、次のとおり事務を委託するので、同条の 2 第 5 項の規定によりその旨を告示する。

平成 2 0 年 4 月 1 日

津市長 松 田 直 久

事務所の名称	社会福祉法人 津市社会福祉協議会 河芸支部	社会福祉法人 津市社会福祉協議会 久居支部
事務所の所在地	三重県津市河芸町 8 6 8	三重県津市久居東鷹跡町 2 0－2
法人の名称	社会福祉法人 津市社会福祉協議会	社会福祉法人 津市社会福祉協議会
法人の所在地	三重県津市大門 7 番 1 5 号	三重県津市大門 7 番 1 5 号
代表者の氏名	会長 川本敬信	会長 川本敬信
委託開始の予定年月日	平成 2 0 年 4 月 1 日	平成 2 0 年 4 月 1 日
受託事務の内容	要介護認定調査事務	要介護認定調査事務
居宅サービス等の提供の有無	有	有

津市告示第 5 7 号

平成 2 0 年度における一般被保険者に係る基礎賦課額の保険料率及び後期高齢者支援金等賦課額の保険料率並びに介護納付金賦課被保険者に係る介護納付金賦課額の保険料率について、津市国民健康保険条例（平成 1 8 年津市条例第 1 3 4 号）第 1 2 条第 1 項、第 1 6 条の 5 第 1 項及び第 2 0 条第 1 項の規定に基づき次のとおり決定したので、同条例第 1 2 条第 3 項、第 1 6 条の 5 第 3 項及び第 2 0 条第 3 項の規定により告示する。

平成 2 0 年 4 月 7 日

津市長 松 田 直 久

- 1 一般被保険者に係る基礎賦課額の保険料率
 - (1) 所得割 1 0 0 分の 6 . 4
 - (2) 被保険者均等割 一般被保険者 1 人につき 2 5 , 5 0 0 円
 - (3) 世帯別平等割 1 世帯につき 1 7 , 5 0 0 円
- 2 一般被保険者に係る後期高齢者支援金等賦課額の保険料率
 - (1) 所得割 1 0 0 分の 2 . 0
 - (2) 被保険者均等割 一般被保険者 1 人につき 7 , 5 0 0 円
 - (3) 世帯別平等割 1 世帯につき 5 , 0 0 0 円
- 3 介護納付金賦課被保険者に係る介護納付金賦課額の保険料率
 - (1) 所得割 1 0 0 分の 1 . 8
 - (2) 被保険者均等割 一般被保険者 1 人につき 8 , 8 0 0 円
 - (3) 世帯別平等割 1 世帯につき 5 , 0 0 0 円

津市告示第 5 8 号

下記の者の平成 1 9 年度固定資産税・都市計画税納税通知書は、住所居所不明のため、送達することができないので、地方税法第 2 0 条の 2 の規定により公示送達する。

なお、この公示送達に係る関係書類は、津市政策財務部資産税課で保管し、送達を受けるべき者から交付の申し出があればいつでも交付する。

平成 2 0 年 4 月 1 1 日

津市長 松 田 直 久

記

送達を受けるべき者の住所	送達を受けるべき者	通知書番号

津市告示第 59 号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 219 条第 2 項の規定により、平成 20 年 3 月 27 日市議会の議決を経た予算の要領を次のとおり公表する。

平成 20 年 4 月 15 日

津市長 松田直久

平成 20 年 3 月 27 日議決を経た予算

平成 19 年度津市一般会計補正予算（第 6 号）

平成 19 年度津市モーターボート競走事業特別会計補正予算（第 3 号）

平成 19 年度津市国民健康保険事業特別会計補正予算（第 3 号）

平成 19 年度津市介護保険事業特別会計補正予算（第 2 号）

平成 19 年度津市老人保健医療事業特別会計補正予算（第 2 号）

平成 19 年度津市風力発電事業特別会計補正予算（第 1 号）

平成 19 年度津市簡易水道事業特別会計補正予算（第 2 号）

平成 19 年度津市土地区画整理事業特別会計補正予算（第 1 号）

平成 19 年度津市下水道事業特別会計補正予算（第 3 号）

平成 19 年度津市住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算（第 2 号）

平成 20 年度津市一般会計予算

平成 20 年度津市モーターボート競走事業特別会計予算

平成 20 年度津市国民健康保険事業特別会計予算

平成 20 年度津市介護保険事業特別会計予算

平成 20 年度津市老人保健医療事業特別会計予算

平成 20 年度津市後期高齢者医療事業特別会計予算

平成 20 年度津市風力発電事業特別会計予算

平成 20 年度津市簡易水道事業特別会計予算

平成 20 年度津市農業集落排水事業特別会計予算

平成 20 年度津市土地区画整理事業特別会計予算

平成 20 年度津市下水道事業特別会計予算

平成 20 年度津市住宅新築資金等貸付事業特別会計予算

平成 20 年度津市棕本財産区特別会計予算

津市告示第 6 1 号

道路法（昭和 2 7 年法律第 1 8 0 号）第 1 0 条第 3 項の規定に基づき、市道路線を次のとおり廃止する。

平成 2 0 年 4 月 1 日

津市長 松 田 直 久

記

整理番号	路 線 名	起 点	重要な経過地
		終 点	
1 0 5 3	小野辺 4 号線	津市久居小野辺町	
		津市久居小野辺町	
1 0 5 4	小野辺 5 号線	津市久居小野辺町	
		津市久居小野辺町	
1 0 6 3	野村 3 号線	津市久居野村町	
		津市久居野村町	
1 0 7 3	野村 9 号線	津市久居野村町	
		津市久居野村町	
1 1 5 5	元町 6 号線	津市久居元町	
		津市久居元町	
3 3 1 5	納所長岡町線	津市納所町	
		津市長岡町	

津市告示第 6 2 号

道路法（昭和 2 7 年法律第 1 8 0 号）第 8 条第 2 項の規定に基づき、市道路線を次のとおり認定した。

その関係図面は、津市建設部建設政策課において、告示の日から 2 週間一般の縦覧に供する。

平成 2 0 年 4 月 1 日

津市長 松 田 直 久

記

別紙のとおり

整理番号	路 線 名	起 点 終 点	重要な経過地
2591	高野尾豊ヶ丘第1 4 6 号線	津市高野尾町	
		津市高野尾町	
2592	高野尾豊ヶ丘第1 4 7 号線	津市高野尾町	
		津市高野尾町	
3835	納所長岡町線	津市納所町	
		津市長岡町	
6435	垂水第5 3 号線	津市垂水	
		津市垂水	
7397	高茶屋小森町第4 6 号線	津市高茶屋小森町	
		津市高茶屋小森町	
7398	高茶屋小森町第4 7 号線	津市高茶屋小森町	
		津市高茶屋小森町	
7399	高茶屋小森町第4 8 号線	津市高茶屋小森町	
		津市高茶屋小森町	
7400	雲出本郷町第4 6 号線	津市雲出本郷町	
		津市雲出本郷町	
2366	東さくらが丘団地1 号線	津市久居小野辺町	
		津市久居小野辺町	
2367	東さくらが丘団地2 号線	津市久居小野辺町	
		津市久居小野辺町	
2368	東さくらが丘団地3 号線	津市久居小野辺町	
		津市久居小野辺町	
2369	東さくらが丘団地4 号線	津市久居小野辺町	
		津市久居小野辺町	
2370	東さくらが丘団地5 号線	津市久居小野辺町	
		津市久居小野辺町	

2371	東さくらが丘団地 6 号線	津市久居小野辺町	
		津市久居小野辺町	
2372	東さくらが丘団地 7 号線	津市久居小野辺町	
		津市久居小野辺町	
2373	東さくらが丘団地 8 号線	津市久居小野辺町	
		津市久居小野辺町	
2374	東さくらが丘団地 9 号線	津市久居小野辺町	
		津市久居小野辺町	
2375	東さくらが丘団地 1 0 号線	津市久居小野辺町	
		津市久居小野辺町	
2376	東さくらが丘団地 1 1 号線	津市久居小野辺町	
		津市久居小野辺町	
2377	東さくらが丘団地 1 2 号線	津市久居小野辺町	
		津市久居小野辺町	
2378	東さくらが丘団地 1 3 号線	津市久居小野辺町	
		津市久居小野辺町	
2379	東さくらが丘団地 1 4 号線	津市久居小野辺町	
		津市久居小野辺町	
2380	東さくらが丘団地 1 5 号線	津市久居小野辺町	
		津市久居小野辺町	
2381	野村 4 6 号線	津市久居野村町	
		津市久居野村町	
2382	南さくらが丘団地 1 号線	津市久居野村町	
		津市久居野村町	
2383	南さくらが丘団地 2 号線	津市久居野村町	
		津市久居野村町	
2384	南さくらが丘団地 3 号線	津市久居野村町	
		津市久居野村町	

2385	南さくらが丘団地 4 号線	津市久居野村町	
		津市久居野村町	
2386	南さくらが丘団地 5 号線	津市久居野村町	
		津市久居野村町	
2387	南さくらが丘団地 6 号線	津市久居野村町	
		津市久居野村町	
2388	南さくらが丘団地 7 号線	津市久居野村町	
		津市久居野村町	
2389	南さくらが丘団地 8 号線	津市久居野村町	
		津市久居野村町	
2390	南さくらが丘団地 9 号線	津市久居野村町	
		津市久居野村町	
2391	南さくらが丘団地 1 0 号線	津市久居桜が丘町	
		津市久居野村町	
2392	南さくらが丘団地 1 1 号線	津市久居野村町	
		津市久居桜が丘町	
2393	南さくらが丘団地 1 2 号線	津市久居野村町	
		津市久居野村町	
2394	南さくらが丘団地 1 3 号線	津市久居野村町	
		津市久居野村町	
2395	野村 4 7 号線	津市久居野村町	
		津市久居野村町	
2396	野村 4 8 号線	津市久居野村町	
		津市久居野村町	
2397	野村 4 9 号線	津市久居野村町	
		津市久居野村町	
2398	野村 5 0 号線	津市久居野村町	
		津市久居野村町	

2399	野村 5 1 号線	津市久居新町	
		津市久居新町	
2400	野村 5 2 号線	津市久居新町	
		津市久居新町	
2401	野村 5 3 号線	津市久居新町	
		津市久居新町	
2402	木造里中 3 8 号線	津市木造町	
		津市木造町	
2403	木造里中 3 9 号線	津市木造町	
		津市木造町	
2404	木造里中 4 0 号線	津市木造町	
		津市木造町	
2405	北口 3 2 号線	津市久居北口町	
		津市久居北口町	
2406	新町 8 2 号線	津市久居新町	
		津市久居新町	
2407	東鷹跡 1 2 号線	津市久居東鷹跡町	
		津市久居東鷹跡町	
2408	西鷹跡 1 8 号線	津市久居西鷹跡町	
		津市久居西鷹跡町	
2409	羽野 2 5 号線	津市戸木町	
		津市戸木町	
2410	川方里中 2 0 号線	津市川方町	
		津市川方町	
1053	小野辺 4 号線	津市久居小野辺町	
		津市久居小野辺町	
1054	小野辺 5 号線	津市久居小野辺町	
		津市久居小野辺町	

1063	野村 3 号線	津市久居野村町	
		津市久居新町	
1073	野村 9 号線	津市久居野村町	
		津市久居野村町	
2234	下川原 1 号線	津市稲葉町	
		津市稲葉町	

津市告示第 6 3 号

道路法（昭和 2 7 年法律第 1 8 0 号）第 1 8 条第 2 項の規定に基づき、次のように道路の区域を決定した。

その関係図面は、津市建設部建設政策課において、告示の日から 2 週間一般の縦覧に供する。

平成 2 0 年 4 月 1 日

津市長 松 田 直 久

記

別紙のとおり

整理番号	路 線 名	区域決定の区間	延 長 m
			幅 員 m
2591	高野尾豊ヶ丘第 1 4 6 号線	津市高野尾町字北山 2 3 8 6 番 1 3 9 から	24.8 m
		津市高野尾町字北山 2 3 8 6 番 1 3 8 まで	6.2m～15.3m
2592	高野尾豊ヶ丘第 1 4 7 号線	津市高野尾町字北山 3 0 8 0 番 1 9 0 から	31.1 m
		津市高野尾町字北山 3 0 8 0 番 1 9 2 まで	6.2m～13.7m
3835	納所長岡町線	津市納所町字宮ヶ野 2 1 9 番地先から	565 m
		津市長岡町字黒田 7 0 7 番 2 地先まで	6.6m～13m
6435	垂水第 5 3 号線	津市垂水字門田 6 8 3 番 1 から	33.6 m
		津市垂水字門田 6 8 5 番 1 まで	4m～6.7m
7397	高茶屋小森町第 4 6 号線	津市高茶屋小森町字大新田 2 8 8 5 番 1 から	320.4 m
		津市高茶屋小森町字大新田 2 8 9 2 番 1 2 まで	5m～13.4m
7398	高茶屋小森町第 4 7 号線	津市高茶屋小森町字水合 3 9 9 番 3 から	181.2 m
		津市高茶屋小森町字大新田 2 8 9 2 番 8 7 まで	4m～4.5m
7399	高茶屋小森町第 4 8 号線	津市高茶屋小森町字水合 3 4 5 番 1 から	251.2 m
		津市高茶屋小森町字大新田 2 8 9 2 番 1 0 6 まで	4m～8m
7400	雲出本郷町第 4 6 号線	津市雲出本郷町字浜垣 1 3 5 5 番 4 から	38 m
		津市雲出本郷町字浜垣 1 3 6 4 番 5 まで	6m～6m
2366	東さくらが丘団地 1 号線	津市久居小野辺町字君ヶ池 1 1 7 9 番 1 地先から	846.4 m
		津市久居小野辺町字城ノ越 2 0 3 0 番 1 地先まで	10.5m～29.4m
2367	東さくらが丘団地 2 号線	津市久居小野辺町字城ノ越 2 0 2 7 番 1 4 地先から	272.3 m
		津市久居小野辺町字城ノ越 2 0 2 1 番 8 地先まで	6m～13.2m
2368	東さくらが丘団地 3 号線	津市久居小野辺町字城ノ越 2 0 2 7 番 1 地先から	332 m
		津市久居小野辺町字城ノ越 2 0 1 6 番 8 地先まで	6m～13.4m
2369	東さくらが丘団地 4 号線	津市久居小野辺町字城ノ越 2 0 2 2 番 9 地先から	120.8 m
		津市久居小野辺町字城ノ越 2 0 2 6 番 1 地先まで	6m～13.1m

整理番号	路 線 名	区域決定の区間	延 長 m
			幅 員 m
2370	東さくらが丘団地 5 号線	津市久居小野辺町字城ノ越 2 0 2 3 番 8 地先から	113.2 m
		津市久居小野辺町字城ノ越 2 0 2 5 番 1 地先まで	6m～14m
2371	東さくらが丘団地 6 号線	津市久居小野辺町字城ノ越 2 0 2 1 番 1 4 地先から	294.8 m
		津市久居小野辺町字城ノ越 2 0 1 3 番 6 地先まで	6m～13.1m
2372	東さくらが丘団地 7 号線	津市久居小野辺町字城ノ越 2 0 1 5 番 7 地先から	133 m
		津市久居小野辺町字城ノ越 2 0 2 1 番 1 地先まで	6m～13.2m
2373	東さくらが丘団地 8 号線	津市久居小野辺町字城ノ越 2 0 1 7 番 9 地先から	121 m
		津市久居小野辺町字城ノ越 2 0 1 8 番 1 地先まで	6m～13.1m
2374	東さくらが丘団地 9 号線	津市久居小野辺町字城ノ越 2 0 1 6 番 9 地先から	121.7 m
		津市久居小野辺町字城ノ越 2 0 1 7 番 1 地先まで	6m～13.1m
2375	東さくらが丘団地 1 0 号線	津市久居小野辺町字城ノ越 2 0 0 9 番 1 0 地先から	162.4 m
		津市久居小野辺町字城ノ越 2 0 1 1 番 6 地先まで	6m～13m
2376	東さくらが丘団地 1 1 号線	津市久居小野辺町字城ノ越 2 0 1 1 番 4 地先から	131.7 m
		津市久居小野辺町字城ノ越 2 0 0 8 番 1 0 地先まで	6m～13.3m
2377	東さくらが丘団地 1 2 号線	津市久居小野辺町字城ノ越 2 0 1 2 番 1 地先から	28 m
		津市久居小野辺町字城ノ越 2 0 0 8 番 5 地先まで	6m～12.9m
2378	東さくらが丘団地 1 3 号線	津市久居小野辺町字城ノ越 2 0 0 5 番 6 地先から	58.3 m
		津市久居小野辺町字城ノ越 2 0 0 6 番 1 地先まで	6m～12.3m
2379	東さくらが丘団地 1 4 号線	津市久居小野辺町字城ノ越 2 0 0 3 番 2 地先から	183 m
		津市久居小野辺町字城ノ越 2 0 0 9 番 1 地先まで	4m～9.7m
2380	東さくらが丘団地 1 5 号線	津市久居小野辺町字城ノ越 2 0 0 2 番 6 地先から	181 m
		津市久居小野辺町字城ノ越 2 0 0 0 番 地先まで	6m～9.8m
2381	野村 4 6 号線	津市久居野村町字小膳田 7 3 4 番 1 地先から	49.9 m
		津市久居野村町字小膳田 7 3 3 番 2 地先まで	6m～9m

整理番号	路 線 名	区域決定の区間	延 長 m
			幅 員 m
2382	南さくらが丘団地 1 号線	津市久居野村町字花領下 3 0 0 7 番 4 地先から	299.8 m
		津市久居野村町字花領下 3 0 1 5 番 9 地先まで	6m～13m
2383	南さくらが丘団地 2 号線	津市久居野村町字花領下 3 0 0 7 番 4 地先から	89.7 m
		津市久居野村町字花領下 3 0 0 8 番 1 2 地先まで	5m～12.1m
2384	南さくらが丘団地 3 号線	津市久居野村町字花領下 3 0 1 2 番 2 地先から	543.1 m
		津市久居野村町字花領下 3 0 1 5 番 1 地先まで	6m～13.1m
2385	南さくらが丘団地 4 号線	津市久居野村町字花領下 3 0 1 3 番 4 地先から	50.2 m
		津市久居野村町字花領下 3 0 1 2 番 5 地先まで	6m～13.2m
2386	南さくらが丘団地 5 号線	津市久居野村町字花領下 3 0 1 5 番 8 地先から	70.6 m
		津市久居野村町字花領下 3 0 1 3 番 8 地先まで	6m～13m
2387	南さくらが丘団地 6 号線	津市久居野村町字花領下 3 0 1 8 番 6 地先から	94 m
		津市久居野村町字花領下 3 0 1 7 番 9 地先まで	6m～13.2m
2388	南さくらが丘団地 7 号線	津市久居野村町字花領下 3 0 2 0 番 2 地先から	58.9 m
		津市久居野村町字花領下 3 0 1 8 番 1 1 地先まで	6m～13.2m
2389	南さくらが丘団地 8 号線	津市久居野村町字花領下 3 0 0 4 番 1 4 地先から	253.5 m
		津市久居野村町字花領下 3 0 0 8 番 1 地先まで	6m～13.1m
2390	南さくらが丘団地 9 号線	津市久居野村町字花領下 3 0 0 5 番 9 地先から	35 m
		津市久居野村町字花領下 3 0 0 5 番 1 1 地先まで	4m～15.8m
2391	南さくらが丘団地 1 0 号線	津市久居桜が丘町 1 7 1 1 番 1 3 0 地先から	53.6 m
		津市久居野村町字花領下 3 0 0 4 番 1 1 地先まで	2m～8.1m
2392	南さくらが丘団地 1 1 号線	津市久居野村町字花領下 3 0 0 2 番 1 地先から	85.2 m
		津市久居桜が丘町 1 9 0 0 番 1 8 1 地先まで	6m～13m
2393	南さくらが丘団地 1 2 号線	津市久居野村町字花領下 3 0 0 1 番 1 地先から	109.6 m
		津市久居野村町字花領下 3 0 0 1 番 1 3 地先まで	3m～6m

整理番号	路 線 名	区域決定の区間	延 長 m
			幅 員 m
2394	南さくらが丘団地 1 3 号線	津市久居野村町字生子 3 0 0 0 番 9 地先から	65.1 m
		津市久居野村町字生子 3 0 0 0 番 1 地先まで	6m～13.2m
2395	野村 4 7 号線	津市久居野村町字生子 8 8 8 番 5 地先から	133.4 m
		津市久居野村町字生子 8 9 1 番 9 地先まで	1.6m～10.2m
2396	野村 4 8 号線	津市久居野村町字生子 8 8 8 番 1 2 地先から	85 m
		津市久居野村町字生子 8 8 8 番 3 地先まで	6m～10.3m
2397	野村 4 9 号線	津市久居野村町字生子 8 8 8 番 1 4 地先から	74.4 m
		津市久居野村町字生子 8 8 8 番 1 0 地先まで	6m～10.3m
2398	野村 5 0 号線	津市久居野村町字生子 8 8 8 番 1 地先から	64.2 m
		津市久居野村町字生子 8 8 8 番 1 7 地先まで	6m～10.3m
2399	野村 5 1 号線	津市久居新町 2 1 1 5 番 4 1 地先から	237.7 m
		津市久居新町 2 1 3 1 番 3 地 先まで	4.9m～13.3m
2400	野村 5 2 号線	津市久居新町 2 1 1 5 番 3 9 地先から	111.9 m
		津市久居新町 2 1 1 5 番 5 2 地先まで	6m～11.4m
2401	野村 5 3 号線	津市久居新町 2 1 1 5 番 3 9 地先から	37.3 m
		津市久居新町 2 1 1 5 番 4 3 地先まで	6m～13.2m
2402	木造里中 3 8 号線	津市木造町字鳥居出 1 4 1 3 番 5 地先から	28.2 m
		津市木造町字鳥居出 1 4 1 3 番 4 地先まで	5m～9.3m
2403	木造里中 3 9 号線	津市木造町字鳥居出 1 4 1 1 番 6 地先から	61.3 m
		津市木造町字井手ノ上 1 4 0 7 番 2 3 地先まで	5m～10.8m
2404	木造里中 4 0 号線	津市木造町字井手ノ上 1 4 0 7 番 2 0 地先から	62.3 m
		津市木造町字井手ノ上 1 4 0 7 番 6 地先まで	5m～7.8m
2405	北口 3 2 号線	津市久居北口町字老丁田 2 6 6 1 番 3 6 地先から	76 m
		津市久居北口町字老丁田 2 6 6 1 番 7 3 地先まで	6m～12m

整理番号	路 線 名	区域決定の区間	延 長 m
			幅 員 m
2406	新町 8 2 号線	津市久居新町 2 2 1 1 番 6 地先から	44.2 m
		津市久居新町 2 2 1 1 番 5 地先まで	6m～10.2m
2407	東鷹跡 1 2 号線	津市久居東鷹跡町 1 8 0 番 1 5 地先から	45.6 m
		津市久居東鷹跡町 1 8 0 番 1 1 地先まで	5m～17m
2408	西鷹跡 1 8 号線	津市久居西鷹跡町 6 2 6 番 3 地先から	62.5 m
		津市久居西鷹跡町 6 2 6 番 1 0 地先まで	6m～13.2m
2409	羽野 2 5 号線	津市戸木町字宝録 5 4 0 3 番 7 地先から	110.7 m
		津市戸木町字焼野 5 4 0 6 番 1 1 地先まで	6m～12m
2410	川方里中 2 0 号線	津市川方町字里ノ内 3 9 7 番 1 地先から	38 m
		津市川方町字里ノ内 3 9 5 番 1 8 地先まで	2.2m～5.5m
1053	小野辺 4 号線	津市久居小野辺町字城ノ越 1 3 1 0 番 1 地先から	157.7 m
		津市久居小野辺町字城ノ越 1 2 6 9 番地先まで	2.3m～8m
1054	小野辺 5 号線	津市久居小野辺町字城ノ越 1 2 7 8 番地先から	48 m
		津市久居小野辺町字城ノ越 2 0 1 9 番 2 地先まで	2.1m～2.2m
1063	野村 3 号線	津市久居野村町字池尻 1 9 7 6 番 2 4 地先から	250 m
		津市久居新町 2 1 1 5 番 6 1 地先まで	5m～13m
1073	野村 9 号線	津市久居野村町字生子 8 8 9 番 1 8 地先から	275.1 m
		津市久居野村町字北八丁 8 8 8 番 9 地先まで	1.8m～6m
2234	下川原 1 号線	津市稲葉町字稲里 4 9 3 8 番 地先から	626 m
		津市稲葉町字中山 4 8 2 3 番 2 地先まで	3.2m～7.5m

津市告示第 6 4 号

道路法（昭和 2 7 年法律第 1 8 0 号）第 1 8 条第 2 項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更した。

その関係図面は、津市建設部建設政策課において、告示の日から 2 週間一般の縦覧に供する。

平成 2 0 年 4 月 1 日

津市長 松 田 直 久

記

別紙のとおり

- 1 路線名 1069 白塚新町第19号線
道路の区域

区 域	新旧の別	幅員 (m)	延長 (m)
津市白塚町中起2765番から 津市白塚町中起2764番1まで	旧	1.7 ～ 1.8	43.8
津市白塚町中起2764番1から 津市白塚町中起2764番1まで	新	1.7 ～ 1.8	16.8

- 2 路線名 1072 白塚新町第22号線
道路の区域

区 域	新旧の別	幅員 (m)	延長 (m)
津市白塚町鎌田3666番1から 津市白塚町鎌田3664番1まで	旧	5.2 ～ 9.2	37.0
津市白塚町鎌田3666番1から 津市白塚町鎌田3664番1まで	新	5.2 ～ 11.2	37.4

- 3 路線名 1073 白塚町南北第1号線
道路の区域

区 域	新旧の別	幅員 (m)	延長 (m)
津市白塚町鎌田3976番1から 津市白塚町九門九478番まで	旧	3.5 ～ 6.4	406.8
津市白塚町鎌田3976番1から 津市白塚町九門九478番まで	新	3.6 ～ 8.1	406.5

- 4 路線名 1074 栗真小川町白塚海岸第2号線
道路の区域

区 域	新旧の別	幅員 (m)	延長 (m)
津市白塚町鎌田3976番1から 津市白塚町鎌田3673番1まで	旧	5.5 ～ 7.8	136.7
津市白塚町鎌田3976番1から 津市白塚町鎌田3673番1まで	新	5.7 ～ 8.0	136.7

- 5 路線名 1128 白塚町南北第6号線
道路の区域

区 域	新旧の別	幅員 (m)	延長 (m)
津市白塚町鎌田3833番1から 津市白塚町九門九736番3まで	旧	4.4 ～ 4.7	79.2
津市白塚町鎌田3833番1から 津市白塚町九門九736番3まで	新	4.2 ～ 14.9	79.5

6 路線名 1275 栗真海浜線
道路の区域

区 域	新旧の別	幅員 (m)	延長 (m)
津市栗真小川町字沢 4 3 3 番 1 から 津市白塚町字中起 2 8 4 0 番まで	旧	15.0 ～ 25.0	722.9
津市栗真小川町字沢 4 3 3 番 1 から 津市白塚町字中起 2 8 4 0 番まで	新	15.0 ～ 32.0	722.9

7 路線名 3633 上浜町大谷町第 1 号線
道路の区域

区 域	新旧の別	幅員 (m)	延長 (m)
津市羽所町 2 0 1 番 1 地先から 津市羽所町 2 0 2 番地先まで	旧	3.4 ～ 3.5	28.0
津市羽所町 2 0 1 番 1 地先から 津市羽所町 2 0 2 番地先まで	新	10.0 ～ 14.0	28.0

8 路線名 3638 栄町第 2 6 号線
道路の区域

区 域	新旧の別	幅員 (m)	延長 (m)
津市栄町四丁目 7 4 番地先から 津市栄町四丁目 2 4 番 3 地先まで	旧	6.0 ～ 9.0	90.0
津市栄町四丁目 7 4 番地先から 津市栄町四丁目 2 4 番 3 地先まで	新	17.0 ～ 17.0	90.0

9 路線名 3640 栄町第 3 7 号線
道路の区域

区 域	新旧の別	幅員 (m)	延長 (m)
津市栄町四丁目 7 1 番地先から 津市栄町四丁目 7 4 番地先まで	旧	6.0 ～ 6.0	45.0
津市栄町四丁目 7 1 番地先から 津市栄町四丁目 7 4 番地先まで	新	8.0 ～ 8.0	45.0

10 路線名 3655 栄町第 3 1 号線
道路の区域

区 域	新旧の別	幅員 (m)	延長 (m)
津市栄町四丁目 8 1 番地先から 津市栄町四丁目 1 6 番地先まで	旧	6.0 ～ 6.0	25.0
津市栄町四丁目 8 1 番地先から 津市栄町四丁目 1 6 番地先まで	新	6.0 ～ 6.0	25.0

- 11 路線名 2 小野辺脇田山線
道路の区域

区 域	新旧の別	幅員 (m)	延長 (m)
津市久居小野辺町字小池谷 1 5 9 6 番 3 地先から 津市久居小野辺町字小池谷 1 5 8 8 番 5 地先まで	旧	5.2 ~ 5.7	82.7
津市久居小野辺町字小池谷 1 5 9 6 番 3 地先から 津市久居小野辺町字小池谷 1 5 8 8 番 5 地先まで	新	6.0 ~ 6.3	82.7

- 12 路線名 5 牧木造線
道路の区域

区 域	新旧の別	幅員 (m)	延長 (m)
津市木造町字山名 8 8 7 番 2 地先から 津市木造町字鳥居出 1 4 0 4 番地先まで	旧	3.8 ~ 6.1	134.3
津市木造町字山名 8 8 7 番 2 地先から 津市木造町字鳥居出 1 4 0 4 番地先まで	新	3.8 ~ 6.7	134.3

- 13 路線名 9 風早明神線
道路の区域

区 域	新旧の別	幅員 (m)	延長 (m)
津市久居明神町字北狭間 1 5 9 5 番 1 1 地先から 津市久居明神町字北狭間 1 5 5 3 番 1 0 地先まで	旧	5.5 ~ 6.0	80.8
津市久居明神町字北狭間 1 5 9 5 番 1 1 地先から 津市久居明神町字北狭間 1 5 5 3 番 1 0 地先まで	新	6.5 ~ 6.7	80.8

- 14 路線名 15 下稲葉森線
道路の区域

区 域	新旧の別	幅員 (m)	延長 (m)
津市稲葉町字字社宮司 1 1 1 7 番 1 地先から 津市稲葉町字社宮司 1 1 1 9 番 3 地先まで	旧	3.6 ~ 5.0	61.8
津市稲葉町字字社宮司 1 1 1 7 番 1 地先から 津市稲葉町字社宮司 1 1 1 9 番 3 地先まで	新	5.2 ~ 5.2	61.8

- 15 路線名 16 上垣外下稲葉線
道路の区域

区 域	新旧の別	幅員 (m)	延長 (m)
津市久居一色町字馬屋敷 4 2 7 番 1 地先から 津市久居一色町字新畑 1 8 4 番 1 地先まで	旧	4.7 ~ 9.0	80.1
津市久居一色町字馬屋敷 4 2 7 番 1 地先から 津市久居一色町字新畑 1 8 4 番 1 地先まで	新	4.7 ~ 9.0	80.1

16 路線名 101 久居藤水線
道路の区域

区 域	新旧の別	幅員 (m)	延長 (m)
津市久居小野辺町字東浦 1 0 2 3 番 1 地先から 津市久居小野辺町字君ヶ池 1 0 7 8 番 1 地先まで	旧	10.9 ～ 17.0	9.1
津市久居小野辺町字東浦 1 0 2 3 番 1 地先から 津市久居小野辺町字君ヶ池 1 0 7 8 番 1 地先まで	新	10.8 ～ 10.9	26.5

17 路線名 111 西鷹跡庄田線
道路の区域

区 域	新旧の別	幅員 (m)	延長 (m)
津市戸木町字久保屋敷 2 1 4 0 番地先から 津市戸木町字桃里 2 0 8 5 番地先まで	旧	5.1 ～ 5.7	42.2
津市戸木町字久保屋敷 2 1 4 0 番地先から 津市戸木町字桃里 2 0 8 5 番地先まで	新	4.9 ～ 5.4	42.2

18 路線名 1040 脇田山団地 1 号線
道路の区域

区 域	新旧の別	幅員 (m)	延長 (m)
津市久居小野辺町字脇田山 1 4 5 4 番 1 2 5 地先から 津市久居小野辺町字脇田山 1 4 5 4 番 1 3 4 地先まで	旧	5.3 ～ 5.3	108.3
津市久居小野辺町字脇田山 1 4 5 4 番 1 2 5 地先から 津市久居小野辺町字脇田山 1 4 5 4 番 1 3 4 地先まで	新	6.5 ～ 6.5	108.3

19 路線名 1051 小野辺 2 号線
道路の区域

区 域	新旧の別	幅員 (m)	延長 (m)
津市久居小野辺町字脇田山 1 4 8 2 番 5 2 地先から 津市久居小野辺町字脇田山 1 3 7 1 番地先まで	旧	3.0 ～ 3.5	160.1
津市久居小野辺町字脇田山 1 4 8 2 番 5 2 地先から 津市久居小野辺町字脇田山 1 3 7 1 番地先まで	新	3.0 ～ 3.5	160.5

20 路線名 1068 野村 4 号線
道路の区域

区 域	新旧の別	幅員 (m)	延長 (m)
津市久居野村町字生子 8 8 8 番 3 地先から 津市久居野村町字北八丁 8 4 9 番 2 地先まで	旧	1.2 ～ 2.0	124.6
津市久居野村町字生子 8 8 8 番 3 地先から 津市久居野村町字北八丁 8 4 9 番 2 地先まで	新	4.0 ～ 7.1	124.6

21 路線名 1072 野村 8 号線
道路の区域

区 域	新旧の別	幅員 (m)	延長 (m)
津市久居野村町字西生子 8 8 5 番 1 2 地先から 津市久居野村町字生子 3 0 0 0 番 1 地先まで	旧	2.2 ～ 2.9	175.2
津市久居野村町字西生子 8 8 5 番 1 2 地先から 津市久居野村町字生子 3 0 0 0 番 1 地先まで	新	2.4 ～ 5.2	174.3

22 路線名 1185 川方里中 6 号線
道路の区域

区 域	新旧の別	幅員 (m)	延長 (m)
津市川方町字里ノ内 3 9 7 番 1 地先から 津市川方町字里ノ内 3 9 7 番 1 地先まで	旧	2.3 ～ 3.0	60.0
津市川方町字里ノ内 3 9 7 番 1 地先から 津市川方町字里ノ内 3 9 7 番 1 地先まで	新	6.0 ～ 6.0	60.0

23 路線名 1232 新家 4 号線
道路の区域

区 域	新旧の別	幅員 (m)	延長 (m)
津市新家町字長持古里 2 0 6 0 番 4 地先から 津市木造町字大泥 5 0 0 番 1 地先まで	旧	4.0 ～ 5.5	73.6
津市新家町字長持古里 2 0 6 0 番 4 地先から 津市木造町字大泥 5 0 0 番 1 地先まで	新	5.0 ～ 10.2	73.6

24 路線名 1254 木造 9 号線
道路の区域

区 域	新旧の別	幅員 (m)	延長 (m)
津市木造町字西ノ口 1 0 5 2 番 1 地先から 津市木造町字筋違野 8 4 8 番地先まで	旧	3.0 ～ 3.5	108.4
津市木造町字西ノ口 1 0 5 2 番 1 地先から 津市木造町字筋違野 8 4 8 番地先まで	新	4.5 ～ 8.0	108.4

25 路線名 1277 木造里中 1 5 号線
道路の区域

区 域	新旧の別	幅員 (m)	延長 (m)
津市木造町字鳥居出 1 4 1 3 番 3 地先から 津市木造町字牛塚 1 0 0 6 番 1 地先まで	旧	2.7 ～ 2.7	27.1
津市木造町字鳥居出 1 4 1 3 番 3 地先から 津市木造町字牛塚 1 0 0 6 番 1 地先まで	新	4.0 ～ 10.0	28.8

26 路線名 1290 木造 1 9 号線
道路の区域

区 域	新旧の別	幅員 (m)	延長 (m)
津市木造町字鳥居出 1 4 0 4 番地先から 津市木造町字井出ノ上 1 4 0 7 番 3 地先まで	旧	3.3 ~ 10.0	64.2
津市木造町字鳥居出 1 4 0 4 番地先から 津市木造町字井出ノ上 1 4 0 7 番 3 地先まで	新	3.3 ~ 8.9	64.2

27 路線名 1300 木造里中 2 3 号線
道路の区域

区 域	新旧の別	幅員 (m)	延長 (m)
津市木造町字鳥居出 1 4 1 1 番 2 地先から 津市木造町字鳥居出 1 4 1 5 番地先まで	旧	2.3 ~ 2.8	57.1
津市木造町字鳥居出 1 4 1 1 番 2 地先から 津市木造町字鳥居出 1 4 1 5 番地先まで	新	2.8 ~ 8.0	56.2

28 路線名 1368 持川 1 1 号線
道路の区域

区 域	新旧の別	幅員 (m)	延長 (m)
津市久居持川町字丸永 2 2 1 3 番 1 4 地先から 津市久居新町 2 2 1 1 番 1 地先まで	旧	3.8 ~ 4.9	59.5
津市久居持川町字丸永 2 2 1 3 番 1 4 地先から 津市久居新町 2 2 1 1 番 1 地先まで	新	3.8 ~ 4.9	59.5

29 路線名 1369 新町 2 8 号線
道路の区域

区 域	新旧の別	幅員 (m)	延長 (m)
津市久居新町 2 2 1 1 番 1 5 地先から 津市久居新町 2 7 3 5 番 2 地先まで	旧	4.3 ~ 6.3	119.6
津市久居新町 2 2 1 1 番 1 5 地先から 津市久居新町 2 7 3 5 番 2 地先まで	新	4.3 ~ 8.9	119.6

30 路線名 1375 持川 1 4 号線
道路の区域

区 域	新旧の別	幅員 (m)	延長 (m)
津市久居新町 2 2 1 1 番 1 地先から 津市久居新町 2 2 1 1 番 5 地先まで	旧	5.9 ~ 9.4	114.5
津市久居新町 2 2 1 1 番 1 地先から 津市久居新町 2 2 1 1 番 5 地先まで	新	5.9 ~ 9.4	114.0

31 路線名 1387 新町４０号線
道路の区域

区 域	新旧の別	幅員 (m)	延長 (m)
津市久居新町１０６６番２地先から 津市久居新町１０１１番２地先まで	旧	1.9 ～ 3.9	50.8
津市久居新町１０６６番２地先から 津市久居新町１０１１番２地先まで	新	1.4 ～ 2.2	50.8

32 路線名 1394 新町４７号線
道路の区域

区 域	新旧の別	幅員 (m)	延長 (m)
津市久居新町１０７１番２１地先から 津市久居新町１０７１番１９地先まで	旧	2.2 ～ 2.5	39.3
津市久居新町１０７１番２１地先から 津市久居新町１０７１番１９地先まで	新	2.5 ～ 3.0	39.3

33 路線名 1581 風早３号線
道路の区域

区 域	新旧の別	幅員 (m)	延長 (m)
津市久居明神町字風早２６５２番３地先から 津市久居明神町字風早２７２３番１地先まで	旧	5.3 ～ 6.0	42.5
津市久居明神町字風早２６５２番３地先から 津市久居明神町字風早２７２３番１地先まで	新	4.1 ～ 4.1	40.6

34 路線名 1636 戸木風早線
道路の区域

区 域	新旧の別	幅員 (m)	延長 (m)
津市戸木町字北興７８８４番地先から 津市戸木町字北興７８８６番１地先まで	旧	7.0 ～ 7.0	54.0
津市戸木町字北興７８８４番地先から 津市戸木町字北興７８８６番１地先まで	新	8.5 ～ 8.5	54.0

35 路線名 1707 東鷹跡元町７号線
道路の区域

区 域	新旧の別	幅員 (m)	延長 (m)
津市東鷹跡町８２番２地先から 津市東鷹跡町９９番地先まで	旧	7.5 ～ 7.5	190.2
津市東鷹跡町８２番２地先から 津市東鷹跡町９９番地先まで	新	7.0 ～ 8.0	190.2

36 路線名 1724 西鷹跡 5 号線
道路の区域

区 域	新旧の別	幅員 (m)	延長 (m)
津市久居万町 7 3 3 番地先から 津市久居西鷹跡町 5 7 6 番 1 地先まで	旧	1.8 ～ 7.1	66.4
津市久居万町 7 3 3 番地先から 津市久居西鷹跡町 5 7 6 番 1 地先まで	新	2.3 ～ 8.0	66.4

37 路線名 1725 万町戸木線
道路の区域

区 域	新旧の別	幅員 (m)	延長 (m)
津市久居西鷹跡町 6 2 6 番 3 地先から 津市戸木町字東出 7 0 7 1 番 6 地先まで	旧	4.2 ～ 4.6	59.9
津市久居西鷹跡町 6 2 6 番 3 地先から 津市戸木町字東出 7 0 7 1 番 6 地先まで	新	4.2 ～ 6.9	59.9

38 路線名 1730 西鷹跡 9 号線
道路の区域

区 域	新旧の別	幅員 (m)	延長 (m)
津市久居西鷹跡町 6 2 6 番 1 0 地先から 津市久居西鷹跡町 6 1 6 番 2 地先まで	旧	4.1 ～ 8.8	39.1
津市久居西鷹跡町 6 2 6 番 1 0 地先から 津市久居西鷹跡町 6 1 6 番 2 地先まで	新	4.8 ～ 7.0	38.8

39 路線名 1768 林元町線
道路の区域

区 域	新旧の別	幅員 (m)	延長 (m)
津市戸木町字久保屋敷 2 1 4 0 地先から 津市戸木町字桃里 2 1 2 9 番 1 地先まで	旧	9.3 ～ 15.9	9.5
津市戸木町字久保屋敷 2 1 4 0 番地先から 津市戸木町字桃里 2 1 2 9 番 1 地先まで	新	9.3 ～ 12.6	9.5

40 路線名 1919 庄田南 1 0 号線
道路の区域

区 域	新旧の別	幅員 (m)	延長 (m)
津市庄田町字馬廻り 2 3 4 2 番 1 地先から 津市庄田町字馬廻り 2 3 3 1 番 1 地先まで	旧	1.9 ～ 5.0	49.3
津市庄田町字馬廻り 2 3 4 2 番 1 地先から 津市庄田町字馬廻り 2 3 3 1 番 1 地先まで	新	1.9 ～ 4.0	49.3

- 41 路線名 2146 榊原5区9号線
道路の区域

区 域	新旧の別	幅員 (m)	延長 (m)
津市榊原町字上山10862地先から 津市榊原町字上山17726番地先まで	旧	2.3 ～ 3.5	55.8
津市榊原町字上山10862番地先から 津市榊原町字上山17726番地先まで	新	2.8 ～ 5.0	55.8

- 42 路線名 2228 西横山コボレ山線
道路の区域

区 域	新旧の別	幅員 (m)	延長 (m)
津市久居明神町字コボレ山1530番25地先から 津市久居明神町字八丁山1689番48地先まで	旧	4.0 ～ 7.8	101.4
津市久居明神町字コボレ山1530番25地先から 津市久居明神町字八丁山1689番48地先まで	新	4.4 ～ 8.0	101.4

- 43 路線名 8 妙法寺連部線
道路の区域

区 域	新旧の別	幅員 (m)	延長 (m)
津市安濃町連部字日焼140番1地先から 津市安濃町連部字ゆふけ97番6地先まで	旧	8.3 ～ 18.0	115.0
津市安濃町連部字日焼140番1地先 津市安濃町連部字白山808番地先まで	新	8.2 ～ 18.0	115.0

- 44 路線名 1040 内多清水ヶ丘線
道路の区域

区 域	新旧の別	幅員 (m)	延長 (m)
津市安濃町清水字北浦1330番地先から 津市安濃町清水字式部1238番1地先まで	旧	3.5 ～ 12.5	393.5
津市安濃町清水字北浦1330地先 津市安濃町清水字南永定3101番1地先まで	新	12.5 ～ 32.6	396.0

- 45 路線名 1041 清水通学線
道路の区域

区 域	新旧の別	幅員 (m)	延長 (m)
津市安濃町清水字式部1324番1地先から 津市安濃町清水字式部1252番1地先まで	旧	4.0 ～ 8.8	50.5
津市安濃町清水字式部1324番1地先 津市安濃町清水字北永定2184番地先まで	新	5.7 ～ 10.0	43.5

46 路線名 1057 佐倉団地線
道路の区域

区 域	新旧の別	幅員 (m)	延長 (m)
津市安濃町清水字式部 1 2 4 9 番 1 地先から 津市安濃町清水字式部 1 2 4 7 番 2 地先まで	旧	6.6 ～ 8.0	35.6
津市安濃町清水字式部 1 2 4 9 番 1 地先 津市安濃町清水字小山 3 2 3 1 番 2 地先まで	新	7.4 ～ 8.0	35.6

47 路線名 2009 清水清水ヶ丘線
道路の区域

区 域	新旧の別	幅員 (m)	延長 (m)
津市安濃町清水字泉 6 6 6 番地先から 津市安濃町清水字式部 1 2 5 2 番 1 地先まで	旧	4.0 ～ 7.0	25.4
津市安濃町清水字泉 6 6 6 番地先 津市安濃町清水字北永定 2 2 1 9 番地先まで	新	4.6 ～ 13.0	32.3

48 路線名 3315 連部 8 号線
道路の区域

区 域	新旧の別	幅員 (m)	延長 (m)
津市安濃町連部字古川 3 6 番 1 地先から 津市安濃町連部字的場 2 3 0 番地先まで	旧	1.8 ～ 2.0	44.3
津市安濃町連部字古川 3 6 番 1 地先 津市安濃町連部字北出山 4 5 9 3 番地先まで	新	1.8 ～ 9.7	33.1

49 路線名 3550 清水 1 0 号線
道路の区域

区 域	新旧の別	幅員 (m)	延長 (m)
津市安濃町清水字式部 1 2 4 5 番 1 地先から 津市安濃町清水字式部 1 2 3 8 番 1 地先まで	旧	4.0 ～ 4.0	50.5
津市安濃町清水字式部 1 2 4 5 番 1 地先 津市安濃町清水字ゐノ坪 8 3 7 番地先まで	新	4.0 ～ 5.0	34.7

50 路線名 5-1 高野田尻線
道路の区域

区 域	新旧の別	幅員 (m)	延長 (m)
津市一志町高野字池ノ下 2 1 8 番 7 地先から 津市一志町高野字池ノ下 2 2 0 番 4 地先まで	旧	0.0 ～ 0.0	18.0
津市一志町高野字池ノ下 2 1 8 番 7 地先から 津市一志町高野字池ノ下 2 2 0 番 4 地先まで	新	2.5 ～ 3.0	18.0

51 路線名 214 宮崎亀山池ノ平線
道路の区域

区 域	新旧の別	幅員 (m)	延長 (m)
津市美杉町太郎生字宮崎 2 0 1 8 番 1 地先から 津市美杉町太郎生字池ノ平 3 0 3 番 1 3 3 地先まで	旧	2.7 ~ 13.2	2435.7
津市美杉町太郎生字宮崎 2 0 1 8 番 1 地先から 津市美杉町太郎生字池ノ平 3 0 3 番 1 3 3 地先まで	新	2.7 ~ 13.2	2435.7

52 路線名 225 唐戸線
道路の区域

区 域	新旧の別	幅員 (m)	延長 (m)
津市美杉町丹生俣字萩原 1 4 4 3 番地先から 津市美杉町丹生俣字馬ヶ広 5 2 9 番地先まで	旧	1.5 ~ 9.4	2198.5
津市美杉町丹生俣字萩原 1 4 4 3 番地先から 津市美杉町丹生俣字馬ヶ広 5 2 9 番地先まで	新	1.5 ~ 9.4	2198.5

53 路線名 1015 持経沖線
道路の区域

区 域	新旧の別	幅員 (m)	延長 (m)
津市美杉町竹原字東垣内 7 4 番地先から 津市美杉町竹原字前垣内 1 5 1 番地先まで	旧	2.5 ~ 9.8	479.2
津市美杉町竹原字東垣内 7 4 番地先から 津市美杉町竹原字前垣内 1 5 1 番地先まで	新	2.5 ~ 9.8	479.2

54 路線名 1037 中野沖瀬木線
道路の区域

区 域	新旧の別	幅員 (m)	延長 (m)
津市美杉町竹原字瀬木 2 9 4 3 番地先から 津市美杉町竹原字宮ノ下 2 8 6 7 番地先まで	旧	1.8 ~ 5.9	359.5
津市美杉町竹原字瀬木 2 9 4 3 番地先から 津市美杉町竹原字宮ノ下 2 8 6 7 番地先まで	新	1.8 ~ 5.9	359.5

55 路線名 1038 落合橋中野沖線
道路の区域

区 域	新旧の別	幅員 (m)	延長 (m)
津市美杉町竹原字宮ノ下 3 8 1 0 番地先から 津市美杉町竹原字瀬木 2 9 1 4 番地先まで	旧	1.7 ~ 8.1	421.3
津市美杉町竹原字宮ノ下 3 8 1 0 番地先から 津市美杉町竹原字瀬木 2 9 1 4 番地先まで	新	1.7 ~ 8.1	421.3

56 路線名 2157 老ヶ野岩谷口線
道路の区域

区 域	新旧の別	幅員 (m)	延長 (m)
津市美杉町八知字上ノ山 8 2 3 5 番地先から 津市美杉町八知字岩谷口 8 3 2 2 番地先まで	旧	1.0 ～ 5.8	438.9
津市美杉町八知字上ノ山 8 2 3 5 番地先から 津市美杉町八知字岩谷口 8 3 2 2 番地先まで	新	1.0 ～ 5.8	438.9

57 路線名 3040 柿ヶ久保高月線
道路の区域

区 域	新旧の別	幅員 (m)	延長 (m)
津市美杉町太郎生字清水平 1 5 4 3 番地先から 津市美杉町太郎生字清水平 1 5 5 8 番地先まで	旧	3.2 ～ 8.5	1214.1
津市美杉町太郎生字清水平 1 5 4 3 番地先から 津市美杉町太郎生字清水平 1 5 5 8 番地先まで	新	3.2 ～ 8.5	1214.1

58 路線名 3069 蔵王 1 号線
道路の区域

区 域	新旧の別	幅員 (m)	延長 (m)
津市美杉町太郎生字横手 1 3 4 0 番 3 地先から 津市美杉町太郎生字蔵王 3 3 6 3 番地先まで	旧	3.0 ～ 13.5	677.3
津市美杉町太郎生字横手 1 3 4 0 番 3 地先から 津市美杉町太郎生字蔵王 3 3 6 3 番地先まで	新	3.0 ～ 13.5	677.3

59 路線名 3099 寺脇萩原線
道路の区域

区 域	新旧の別	幅員 (m)	延長 (m)
津市美杉町太郎生字堂ノキワ 1 8 4 9 番地先から 津市美杉町太郎生字後山 2 1 8 7 番 1 地先まで	旧	5.4 ～ 15.2	561.3
津市美杉町太郎生字堂ノキワ 1 8 4 9 番地先から 津市美杉町太郎生字後山 2 1 8 7 番 1 地先まで	新	5.4 ～ 15.2	561.3

60 路線名 6601 六田沖 1 号線
道路の区域

区 域	新旧の別	幅員 (m)	延長 (m)
津市美杉町上多気字六田 1 1 8 4 番地先から 津市美杉町上多気字六田 1 1 9 1 番地先まで	旧	2.7 ～ 5.6	205.7
津市美杉町上多気字六田 1 1 8 4 番地先から 津市美杉町上多気字六田 1 1 9 1 番地先まで	新	2.7 ～ 5.6	205.7

61 路線名 6638 白口川添線
道路の区域

区 域	新旧の別	幅員 (m)	延長 (m)
津市美杉町下多気字白口 1 3 7 0 番地先から 津市美杉町下多気字白口 1 2 6 9 番地先まで	旧	1.7 ～ 6.8	537.0
津市美杉町下多気字白口 1 3 7 0 番地先から 津市美杉町下多気字白口 1 2 6 9 番地先まで	新	1.7 ～ 6.8	537.0

津市告示第 6 5 号

道路法（昭和 2 7 年法律第 1 8 0 号）第 1 8 条第 2 項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始した。

その関係図面は、津市建設部建設政策課において、告示の日から 2 週間一般の縦覧に供する。

平成 2 0 年 4 月 1 日

津市長 松 田 直 久

記

別紙のとおり

整理番号	路 線 名	供用開始の区間	供用開始 年月日
1069	白塚新町第 1 9 号線	白塚町中起 2 7 6 4 番 1 から	平成 2 0 年 4 月 1 日
		白塚町中起 2 7 6 4 番 1 まで	
1072	白塚新町第 2 2 号線	白塚町鎌田 3 6 6 6 番 1 から	平成 2 0 年 4 月 1 日
		白塚町鎌田 3 6 6 4 番 1 まで	
1073	白塚町南北第 1 号線	白塚町鎌田 3 9 7 6 番 1 から	平成 2 0 年 4 月 1 日
		白塚町九門九 4 7 8 番まで	
1074	栗真小川町白塚海岸第 2 号線	白塚町鎌田 3 9 7 6 番 1 から	平成 2 0 年 4 月 1 日
		白塚町鎌田 3 6 7 3 番 1 まで	
1128	白塚町南北第 6 号線	白塚町鎌田 3 8 3 3 番 1 から	平成 2 0 年 4 月 1 日
		白塚町九門九 7 3 6 番 3 まで	
1275	栗真海浜線	栗真小川町字沢 4 3 3 番 1 から	平成 2 0 年 4 月 1 日
		白塚町字中起 2 8 4 0 番まで	
2591	高野尾豊ヶ丘第 1 4 6 号線	津市高野尾町字北山 2 3 8 6 番 1 3 9 から	平成 2 0 年 4 月 1 日
		津市高野尾町字北山 2 3 8 6 番 1 3 8 まで	
2592	高野尾豊ヶ丘第 1 4 7 号線	津市高野尾町字北山 3 0 8 0 番 1 9 0 から	平成 2 0 年 4 月 1 日
		津市高野尾町字北山 3 0 8 0 番 1 9 2 まで	
3633	上浜町大谷町第 1 号線	羽所町 2 0 1 番 1 地先から	平成 2 0 年 4 月 1 日
		羽所町 2 0 2 番地先まで	
3638	栄町第 2 6 号線	栄町四丁目 7 4 番地先から	平成 2 0 年 4 月 1 日
		栄町四丁目 2 4 番 3 地先まで	
3640	栄町第 3 7 号線	栄町四丁目 7 1 番地先から	平成 2 0 年 4 月 1 日
		栄町四丁目 7 4 番地先まで	
3655	栄町第 3 1 号線	栄町四丁目 8 1 番地先から	平成 2 0 年 4 月 1 日
		栄町四丁目 1 6 番地先まで	

3835	納所長岡町線	津市納所町字宮ヶ野 2 1 9 番地先から	平成 2 0 年 4 月 1 日
		津市長岡町字黒田 7 0 7 番 2 地先まで	
6435	垂水第 5 3 号線	津市垂水字門田 6 8 3 番 1 から	平成 2 0 年 4 月 1 日
		津市垂水字門田 6 8 5 番 1 まで	
7397	高茶屋小森町第 4 6 号線	津市高茶屋小森町字大新田 2 8 8 5 番 1 から	平成 2 0 年 4 月 1 日
		津市高茶屋小森町字大新田 2 8 9 2 番 1 2 まで	
7398	高茶屋小森町第 4 7 号線	津市高茶屋小森町字水合 3 9 9 番 3 から	平成 2 0 年 4 月 1 日
		津市高茶屋小森町字大新田 2 8 9 2 番 8 7 まで	
7399	高茶屋小森町第 4 8 号線	津市高茶屋小森町字水合 3 4 5 番 1 から	平成 2 0 年 4 月 1 日
		津市高茶屋小森町字大新田 2 8 9 2 番 1 0 6 まで	
7400	雲出本郷町第 4 6 号線	津市雲出本郷町字浜垣 1 3 5 5 番 4 から	平成 2 0 年 4 月 1 日
		津市雲出本郷町字浜垣 1 3 6 4 番 5 まで	
2	小野辺脇田山線	津市久居小野辺町字小池谷 1 5 9 6 - 3 番地先から	平成 2 0 年 4 月 1 日
		津市久居小野辺町字小池谷 1 5 8 8 - 5 番地先まで	
5	牧木造線	津市木造町字山名 8 8 7 - 2 番地先から	平成 2 0 年 4 月 1 日
		津市木造町字鳥居出 1 4 0 4 番地先まで	
9	風早明神線	津市久居明神町字北狭間 1 5 9 5 - 1 1 番地先から	平成 2 0 年 4 月 1 日
		津市久居明神町字北狭間 1 5 5 3 - 1 0 番地先まで	
15	下稲葉森線	津市稲葉町字字社宮司 1 1 1 7 - 1 番地先から	平成 2 0 年 4 月 1 日
		津市稲葉町字社宮司 1 1 1 9 - 3 番地先まで	
16	上垣外下稲葉線	津市久居一色町字馬屋敷 4 2 7 - 1 番地先から	平成 2 0 年 4 月 1 日
		津市久居一色町字新畑 1 8 4 - 1 番地先まで	
101	久居藤水線	津市久居小野辺町字東浦 1 0 2 3 - 1 番地先から	平成 2 0 年 4 月 1 日
		津市久居小野辺町字君ヶ池 1 0 7 8 - 1 番地先まで	
111	西鷹跡庄田線	津市戸木町字字久保屋敷 2 1 4 0 番地先から	平成 2 0 年 4 月 1 日
		津市戸木町字桃里 2 0 8 5 番地先まで	

1040	脇田山団地 1 号線	津市久居小野辺町字脇田山 1 4 5 4－1 2 5 番地先から	平成 2 0 年 4 月 1 日
		津市久居小野辺町字脇田山 1 4 5 4－1 3 4 番地先まで	
1051	小野辺 2 号線	津市久居小野辺町字脇田山 1 4 8 2－5 2 番地先から	平成 2 0 年 4 月 1 日
		津市久居小野辺町字脇田山 1 3 7 1 番地先まで	
1068	野村 4 号線	津市久居野村町字生子 8 8 8 － 3 番地先から	平成 2 0 年 4 月 1 日
		津市久居野村町字北八丁 8 4 9－2 番地先まで	
1072	野村 8 号線	津市久居野村町字西生子 8 8 5－1 2 番地先から	平成 2 0 年 4 月 1 日
		津市久居野村町字生子 3 0 0 0－1 番地先まで	
1185	川方里中 6 号線	津市川方町字里ノ内 3 9 7 番 1 地先から	平成 2 0 年 4 月 1 日
		津市川方町字里ノ内 3 9 7 番 1 地先まで	
1232	新家 4 号線	津市新家町字長持古里 2 0 6 0－4 番地先から	平成 2 0 年 4 月 1 日
		津市木造町字大泥 5 0 0－1 番地先まで	
1254	木造 9 号線	津市木造町字西ノ口 1 0 5 2 － 1 番地先から	平成 2 0 年 4 月 1 日
		津市木造町字筋違野 8 4 8 番 地先まで	
1277	木造里中 1 5 号線	津市木造町字鳥居出 1 4 1 3 － 3 番地先から	平成 2 0 年 4 月 1 日
		津市木造町字牛塚 1 0 0 6－ 1 番地先まで	
1290	木造 1 9 号線	津市木造町字鳥居出 1 4 0 4 番地先から	平成 2 0 年 4 月 1 日
		津市木造町字井出ノ上 1 4 0 7－3 番地先まで	
1300	木造里中 2 3 号線	津市木造町字鳥居出 1 4 1 1 － 2 番地先から	平成 2 0 年 4 月 1 日
		津市木造町字鳥居出 1 4 1 5 番地先まで	
1368	持川 1 1 号線	津市久居持川町字丸永 2 2 1 3－1 4 番地先から	平成 2 0 年 4 月 1 日
		津市久居新町 2 2 1 1－1 番 地先まで	
1369	新町 2 8 号線	津市久居新町 2 2 1 1－1 5 番地先から	平成 2 0 年 4 月 1 日
		津市久居新町 2 7 3 5－2 番 地先まで	
1375	持川 1 4 号線	津市久居新町 2 2 1 1－1 番 地先から	平成 2 0 年 4 月 1 日
		津市久居新町 2 2 1 1－5 番 地先まで	

1387	新町４０号線	津市久居新町１０６６－２番地先から	平成２０年 ４月１日
		津市久居新町１０１１－２番地先まで	
1394	新町４７号線	津市久居新町１０７１－２１番地先から	平成２０年 ４月１日
		津市久居新町１０７１－１９番地先まで	
1581	風早３号線	津市久居明神町字風早２６５２－３番地先から	平成２０年 ４月１日
		津市久居明神町字風早２７２３－１番地先まで	
1636	戸木風早線	津市戸木町字北興７８８４番地先から	平成２０年 ４月１日
		津市戸木町字北興７８８６－１番地先まで	
1707	東鷹跡元町７号線	津市東鷹跡町８２－２番地先から	平成２０年 ４月１日
		津市東鷹跡町９９番地先まで	
1724	西鷹跡５号線	津市久居万町７３３番地先から	平成２０年 ４月１日
		津市久居西鷹跡町５７６－１番地先まで	
1725	万町戸木線	津市久居西鷹跡町６２６－３番地先から	平成２０年 ４月１日
		津市戸木町字東出７０７１－６番地先まで	
1730	西鷹跡９号線	津市久居西鷹跡町６２６－１０番地先から	平成２０年 ４月１日
		津市久居西鷹跡町６１６－２番地先まで	
1768	林元町線	津市戸木町字久保屋敷２１４０番地先から	平成２０年 ４月１日
		津市戸木町字桃里２１２９－１番地先まで	
1919	庄田南１０号線	津市庄田町字馬廻り２３４２－１番地先から	平成２０年 ４月１日
		津市庄田町字馬廻り２３３１－１番地先まで	
2146	榊原５区９号線	津市榊原町字上山１０８６２番地先から	平成２０年 ４月１日
		津市榊原町字上山１７７２６番地先まで	
2228	西横山コボレ山線	津市久居明神町字コボレ山１５３０－２５番地先から	平成２０年 ４月１日
		津市久居明神町字八丁山１６８９－４８番地先まで	
2366	東さくらが丘団地１号線	津市久居小野辺町字君ヶ池１１７９番１地先から	平成２０年 ４月１日
		津市久居小野辺町字城ノ越２０３０番１地先まで	

2367	東さくらが丘団地 2 号線	津市久居小野辺町字城ノ越 2 0 2 7 番 1 4 地先から	平成 2 0 年 4 月 1 日
		津市久居小野辺町字城ノ越 2 0 2 1 番 8 地先まで	
2368	東さくらが丘団地 3 号線	津市久居小野辺町字城ノ越 2 0 2 7 番 1 地先から	平成 2 0 年 4 月 1 日
		津市久居小野辺町字城ノ越 2 0 1 6 番 8 地先まで	
2369	東さくらが丘団地 4 号線	津市久居小野辺町字城ノ越 2 0 2 2 番 9 地先から	平成 2 0 年 4 月 1 日
		津市久居小野辺町字城ノ越 2 0 2 6 番 1 地先まで	
2370	東さくらが丘団地 5 号線	津市久居小野辺町字城ノ越 2 0 2 3 番 8 地先から	平成 2 0 年 4 月 1 日
		津市久居小野辺町字城ノ越 2 0 2 5 番 1 地先まで	
2371	東さくらが丘団地 6 号線	津市久居小野辺町字城ノ越 2 0 2 1 番 1 4 地先から	平成 2 0 年 4 月 1 日
		津市久居小野辺町字城ノ越 2 0 1 3 番 6 地先まで	
2372	東さくらが丘団地 7 号線	津市久居小野辺町字城ノ越 2 0 1 5 番 7 地先から	平成 2 0 年 4 月 1 日
		津市久居小野辺町字城ノ越 2 0 2 1 番 1 地先まで	
2373	東さくらが丘団地 8 号線	津市久居小野辺町字城ノ越 2 0 1 7 番 9 地先から	平成 2 0 年 4 月 1 日
		津市久居小野辺町字城ノ越 2 0 1 8 番 1 地先まで	
2374	東さくらが丘団地 9 号線	津市久居小野辺町	平成 2 0 年 4 月 1 日
		津市久居小野辺町	
2375	東さくらが丘団地 1 0 号線	津市久居小野辺町	平成 2 0 年 4 月 1 日
		津市久居小野辺町	
2376	東さくらが丘団地 1 1 号線	津市久居小野辺町	平成 2 0 年 4 月 1 日
		津市久居小野辺町	
2377	東さくらが丘団地 1 2 号線	津市久居小野辺町	平成 2 0 年 4 月 1 日
		津市久居小野辺町	
2378	東さくらが丘団地 1 3 号線	津市久居小野辺町	平成 2 0 年 4 月 1 日
		津市久居小野辺町	
2379	東さくらが丘団地 1 4 号線	津市久居小野辺町	平成 2 0 年 4 月 1 日
		津市久居小野辺町	

2380	東さくらが丘団地 1 5 号線	津市久居小野辺町	平成 2 0 年 4 月 1 日
		津市久居小野辺町	
2381	野村 4 6 号線	津市久居野村町	平成 2 0 年 4 月 1 日
		津市久居野村町	
2382	南さくらが丘団地 1 号線	津市久居野村町	平成 2 0 年 4 月 1 日
		津市久居野村町	
2383	南さくらが丘団地 2 号線	津市久居野村町	平成 2 0 年 4 月 1 日
		津市久居野村町	
2384	南さくらが丘団地 3 号線	津市久居野村町	平成 2 0 年 4 月 1 日
		津市久居野村町	
2385	南さくらが丘団地 4 号線	津市久居野村町	平成 2 0 年 4 月 1 日
		津市久居野村町	
2386	南さくらが丘団地 5 号線	津市久居野村町	平成 2 0 年 4 月 1 日
		津市久居野村町	
2387	南さくらが丘団地 6 号線	津市久居野村町	平成 2 0 年 4 月 1 日
		津市久居野村町	
2388	南さくらが丘団地 7 号線	津市久居野村町	平成 2 0 年 4 月 1 日
		津市久居野村町	
2389	南さくらが丘団地 8 号線	津市久居野村町	平成 2 0 年 4 月 1 日
		津市久居野村町	
2390	南さくらが丘団地 9 号線	津市久居野村町	平成 2 0 年 4 月 1 日
		津市久居野村町	
2391	南さくらが丘団地 1 0 号線	津市久居桜が丘町	平成 2 0 年 4 月 1 日
		津市久居野村町	
2392	南さくらが丘団地 1 1 号線	津市久居野村町	平成 2 0 年 4 月 1 日
		津市久居桜が丘町	
2393	南さくらが丘団地 1 2 号線	津市久居野村町	平成 2 0 年 4 月 1 日
		津市久居野村町	

2394	南さくらが丘団地 1 3 号線	津市久居野村町	平成 2 0 年 4 月 1 日
		津市久居野村町	
2395	野村 4 7 号線	津市久居野村町	平成 2 0 年 4 月 1 日
		津市久居野村町	
2396	野村 4 8 号線	津市久居野村町	平成 2 0 年 4 月 1 日
		津市久居野村町	
2397	野村 4 9 号線	津市久居野村町	平成 2 0 年 4 月 1 日
		津市久居野村町	
2398	野村 5 0 号線	津市久居野村町	平成 2 0 年 4 月 1 日
		津市久居野村町	
2399	野村 5 1 号線	津市久居新町	平成 2 0 年 4 月 1 日
		津市久居新町	
2400	野村 5 2 号線	津市久居新町	平成 2 0 年 4 月 1 日
		津市久居新町	
2401	野村 5 3 号線	津市久居新町	平成 2 0 年 4 月 1 日
		津市久居新町	
2402	木造里中 3 8 号線	津市木造町	平成 2 0 年 4 月 1 日
		津市木造町	
2403	木造里中 3 9 号線	津市木造町	平成 2 0 年 4 月 1 日
		津市木造町	
2404	木造里中 4 0 号線	津市木造町	平成 2 0 年 4 月 1 日
		津市木造町	
2405	北口 3 2 号線	津市久居北口町	平成 2 0 年 4 月 1 日
		津市久居北口町	
2406	新町 8 2 号線	津市久居新町	平成 2 0 年 4 月 1 日
		津市久居新町	
2407	東鷹跡 1 2 号線	津市久居東鷹跡町	平成 2 0 年 4 月 1 日
		津市久居東鷹跡町	

2408	西鷹跡 1 8 号線	津市久居西鷹跡町	平成 2 0 年 4 月 1 日
		津市久居西鷹跡町	
2409	羽野 2 5 号線	津市戸木町	平成 2 0 年 4 月 1 日
		津市戸木町	
2410	川方里中 2 0 号線	津市川方町	平成 2 0 年 4 月 1 日
		津市川方町	
1053	小野辺 4 号線	津市久居小野辺町	平成 2 0 年 4 月 1 日
		津市久居小野辺町	
1054	小野辺 5 号線	津市久居小野辺町	平成 2 0 年 4 月 1 日
		津市久居小野辺町	
1063	野村 3 号線	津市久居野村町	平成 2 0 年 4 月 1 日
		津市久居新町	
1073	野村 9 号線	津市久居野村町	平成 2 0 年 4 月 1 日
		津市久居野村町	
2234	下川原 1 号線	津市稲葉町	平成 2 0 年 4 月 1 日
		津市稲葉町	
5	高野田尻線	一志町高野	平成 2 0 年 4 月 1 日
		一志町高野	
214	宮崎亀山池ノ平線	津市美杉町太郎生	平成 2 0 年 4 月 1 日
		津市美杉町太郎生	
225	唐戸線	津市美杉町丹生俣	平成 2 0 年 4 月 1 日
		津市美杉町丹生俣	
1015	持経沖線	津市美杉町竹原	平成 2 0 年 4 月 1 日
		津市美杉町竹原	
1037	中野沖瀬木線	津市美杉町竹原	平成 2 0 年 4 月 1 日
		津市美杉町竹原	
1038	落合橋中野沖線	津市美杉町竹原	平成 2 0 年 4 月 1 日
		津市美杉町竹原	

2157	老ヶ野岩谷口線	津市美杉町八知	平成 2 0 年 4 月 1 日
		津市美杉町八知	
3040	柿ヶ久保高月線	津市美杉町太郎生	平成 2 0 年 4 月 1 日
		津市美杉町太郎生	
3069	蔵王 1 号線	津市美杉町太郎生	平成 2 0 年 4 月 1 日
		津市美杉町太郎生	
3099	寺脇萩原線	津市美杉町太郎生	平成 2 0 年 4 月 1 日
		津市美杉町太郎生	
6601	六田沖 1 号線	津市美杉町上多気	平成 2 0 年 4 月 1 日
		津市美杉町上多気	
6638	白口川添線	津市美杉町下多気	平成 2 0 年 4 月 1 日
		津市美杉町下多気	

津市公告第 38 号

狂犬病予防員より狂犬病予防法（昭和 25 年法律第 247 号）第 6 条第 1 項に基づく犬の抑留について通知がありましたので、同条第 8 項の規定により公示します。

平成 20 年 3 月 31 日

津市長 松田直久

1 抑留日 平成 20 年 3 月 27 日

2 抑留期間 平成 20 年 4 月 3 日まで

番号	捕獲した 場所	種類	毛色	性別	体格	年齢	その他
1	津市 西古河町	テリア	白	メス	小	不明	青色の首輪 リード付き

3 連絡先 津市環境部環境保全課

電話 059-229-3282

津保健福祉事務所 保健衛生室衛生指導課

電話 059-223-5192

津市公告第 39 号

都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 29 条第 1 項の規定により許可した開発行為に関する工事が完了したので、同法第 36 条第 3 項の規定により次のとおり公告します。

平成 20 年 3 月 31 日

津市長 松 田 直 久

1 工事完了年月日

平成 20 年 3 月 28 日

2 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

津市上浜町四丁目 27-1 ほか 5 筆、五丁目 1-2 ほか 3 筆（全工区）

3 許可を受けた者の住所及び氏名

津市東丸之内 33-1

積水ハウス株式会社 三重支店

支店長 大津 博之

津市公告第40号

三重県宅地開発事業の基準に関する条例（昭和47年三重県条例第41号）第6条の規定により確認した宅地開発事業に関する工事が完了したので、同条例第12条第4項の規定により次のとおり公告します。

平成20年3月31日

津市長 松 田 直 久

- 1 工事完了年月日
平成20年3月28日
- 2 開発区域又は工区に含まれる地域の名称
津市一志町高野字東焼垣内1290-1ほか5筆
- 3 許可を受けた者の住所及び氏名
松阪市春日町三丁目176-34
株式会社リアルジャパン
代表取締役 高橋 栄

津市公告第 4 1 号

次のとおり条件付一般競争入札を執行するので、津市契約規則（平成 1 8 年津市規則第 4 0 号。以下「規則」という。）第 4 条の規定により公告します。

平成 2 0 年 4 月 1 日

津市長 松 田 直 久

1 入札に付する事項

- (1) 工事名 平成 2 0 年度下建都補第 2 号
上浜都市下水路（第六幹線）築造工事
- (2) 工事場所 津市一身田中野及び上浜町五丁目地内
- (3) 工事概要 内径 2, 2 0 0 m m ヒューム管推進工 2 2 7 m
立坑工 2 箇所
マンホール工 1 箇所
舗装工 2 3 1 m²
- (4) 工期 本契約の締結の日から 2 3 0 日間
- (5) 予定価格 2 7 3, 7 2 1, 0 0 0 円（税抜き）

2 入札参加者に必要な資格

本件工事の条件付一般競争入札に参加できる者は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和 2 2 年政令第 1 6 号）第 1 6 7 条の 4 の規定に該当しない者
- (2) 津市建設工事等条件付一般競争入札実施要領（平成 1 8 年 1 月 1 日施行。以下「要領」という。）第 4 条第 1 項に掲げる要件を備えている者
- (3) 要領第 4 条第 2 項各号の一に該当しない者
- (4) 本市の区域内に本店又は支店若しくは営業所等（建設工事の請負契約を締結する権限を有する者が常駐している事務所をいう。）を有する者
- (5) 建設業法（昭和 2 4 年法律第 1 0 0 号）第 3 条に規定する特定建設業の許可（土木一式工事業）を受けている者
- (6) 津市競争入札参加資格者名簿において土木一式工事を希望業種として登録されている者
- (7) 本市の区域内に本店を有する者にあつては土木一式工事に係る格付区分が A 1 の者又は土木一式工事に係る格付区分が A 2 の者で平成 1 8 年度津

市優良建設工事請負業者であるもの、それ以外の者にあつては審査基準日が平成17年10月1日から平成18年9月30日までの経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書に記載の土木一式工事の総合評定値について、1200点以上の者

- (8) 本件工事に土木一式工事の監理技術者を専任で配置できる者（入札参加申請時において他の工事等との重複をしていないこと。）
- (9) 本件工事のうち推進工事の施工時において元請業者の推進工事技士を専任で配置できる者
- (10) 過去10年間（平成10年度以降）に受注した推進工事のうち内径1,800ミリメートル以上の工事の元請としての施工実績（共同企業体による工事の場合は、代表者に限る。）を有する者

3 入札参加申込書等の配付

- (1) 配付期間 平成20年4月1日（火）から11日（金）まで
- (2) 配付場所 津市総務部調達契約課工事契約担当（059-229-3122）又は津市ホームページ「入札情報」からダウンロード

4 入札参加資格の確認等

- (1) 本件工事の条件付一般競争入札に参加を希望する者は、入札参加申込書等を提出し、入札参加資格の確認を受けなければならない。

ア 提出期間 平成20年4月1日（火）から11日（金）まで

イ 提出場所 津市総務部調達契約課工事契約担当（059-229-3122）

ウ 提出方法 持参によるものとし、郵送によるものは受け付けない。

- (2) 提出書類

ア 津市条件付一般競争入札参加申込書

イ 土木一式工事業に係る特定建設業の許可証の写し

ウ 審査基準日が平成17年10月1日から平成18年9月30日までの経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書の写し

エ 配置予定監理技術者（3か月雇用関係が継続していること。）に係る監理技術者資格者証の写し（平成16年3月1日以降に交付されたものについては、監理技術者講習修了証の写しも添付のこと。）

オ 推進工事の工事現場に係る配置予定技術者の資格を有するもの（推進工事技士登録証）の写し及び当該配置予定技術者との雇用関係が確認できるものの写し

カ 上記2(10)に規定する施工実績を証する書類（工種、工期、請負金額、

工事内容等)

キ 施工計画書

(3) 入札参加資格の審査結果については、文書により通知する。

5 設計図書等の閲覧等

(1) 閲覧

ア 閲覧期間 平成20年4月1日(火)から5月7日(水)まで

イ 閲覧場所 津市総務部調達契約課工事契約担当及び津市建設部津北工
事事務所又は津市建設部津南工事事務所

(2) 購入

ア 購入期間 上記(1)アに同じ

イ 購入場所 津市幸町19-14

(株)石原ソフトエンジニアリング (059-226-1166)

6 入札方法

入札方法は、郵便による入札とし、入札書及び積算内訳書(指定様式に限る。)並びに設計図書購入の領収書の写し等を指定された封筒に封入の上、一般書留・簡易書留・配達記録郵便のいずれかの方法で郵送するものとし、持参は認めない。

(1) 入札書の郵送期間

適格通知書受領の日から平成20年5月7日(水)まで

(2) 入札書の郵送提出先

〒514-8799 郵便事業(株)津支店留 津市役所調達契約課宛

7 開札の日時及び場所

(1) 日時 平成20年5月9日(金)午後1時30分から

(2) 場所 津市本庁舎7階入札室

8 入札保証金

入札の際に入札価格の100分の3以上の入札保証金を納付しなければならない。ただし、規則第15条第1項各号のいずれかに該当するときは、免除する。

9 契約保証金

契約の締結の際に契約金額の100分の10以上の契約保証金を納付しなければならない。ただし、規則第27条第1項に規定する有価証券等又は金融機関等若しくは保証事業会社との保証委託契約の保証証書を提供することにより、契約保証金の納付に代えることができる。

また、規則第 28 条第 1 項第 1 号に規定する履行保証保険契約に係る保険証券又は同項第 2 号に規定する工事履行保証契約に係る保証証券を提出することにより、契約保証金の納付を免除することができる。

10 開札の立会い

開札に当たり、資格を有すると認められた者の中から立会人 3 者を選定し、該当者に連絡する。

11 入札の無効

要領第 15 条各号のいずれかに該当する入札は、無効とする。

12 最低制限価格

規則第 12 条の規定に基づき、最低制限価格を設ける。

13 その他の注意事項

- (1) 入札書は、指定した封筒に入れ、封印し、開札日時、工事件名、入札者の住所、商号（名称）を記入すること。
- (2) 前金払 有
- (3) 部分払 無
- (4) 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の 100 分の 5 に相当する額を加算した金額（当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の 105 分の 100 に相当する金額を入札書に記載すること。
- (5) この契約の締結については、議会の議決を要するものであるため、落札後速やかに仮契約を締結し、当該議決を経た後直ちに本契約とする。
- (6) この入札に係る費用は、すべて入札参加者の負担とする。
- (7) 談合情報、天災その他やむを得ない事由により入札を行うことができないときは、入札を延期又は中止することがある。

津市公告第42号

狂犬病予防員より狂犬病予防法（昭和25年法律第247号）第6条第1項に基づく犬の抑留について通知がありましたので、同条第8項の規定により公示します。

平成20年4月7日

津市長 松田直久

1 抑留日 平成20年4月2日

2 抑留期間 平成20年4月8日まで

番号	捕獲した 場所	種類	毛色	性別	体格	年齢	その他
1	津市 乙部	雑種	白茶	オス	中	不明	黒い首輪

3 連絡先 津市環境部環境保全課

電話 059-229-3282

津保健福祉事務所 保健衛生室衛生指導課

電話 059-223-5192

津市公告第 4 3 号

農業経営基盤強化促進法（昭和 5 5 年法律第 6 5 号）第 1 8 条第 1 項の規定により、津市農用地利用集積計画を定めたので、同法第 1 9 条の規定により公告します。

なお、津市農用地利用集積計画を、次により縦覧に供します。

平成 2 0 年 4 月 1 0 日

津市長 松 田 直 久

津市農用地利用集積計画の縦覧場所

津市農林水産部農林水産課（津市役所庁舎 6 階）

津市公告第 4 4 号

狂犬病予防員より狂犬病予防法（昭和 2 5 年法律第 2 4 7 号）第 6 条第 1 項に基づく犬の抑留について通知がありましたので、同条第 8 項の規定により公示します。

平成 2 0 年 4 月 1 1 日

津市長 松 田 直 久

1 抑留日 平成 2 0 年 4 月 8 日

2 抑留期間 平成 2 0 年 4 月 1 4 日まで

番号	捕獲した 場所	種類	毛色	性別	体格	年齢	その他
1	津市 美里町	雑種	白	オス	中	不明	鎖の首輪

3 連絡先 津市環境部環境保全課

電話 0 5 9 - 2 2 9 - 3 2 8 2

津保健福祉事務所 保健衛生室衛生指導課

電話 0 5 9 - 2 2 3 - 5 1 9 2

津市公告第 4 5 号

狂犬病予防員より狂犬病予防法（昭和 2 5 年法律第 2 4 7 号）第 6 条第 1 項に基づく犬の抑留について通知がありましたので、同条第 8 項の規定により公示します。

平成 2 0 年 4 月 1 1 日

津市長 松 田 直 久

1 抑留日 平成 2 0 年 4 月 9 日

2 抑留期間 平成 2 0 年 4 月 1 5 日まで

番号	捕獲した 場所	種類	毛色	性別	体格	年齢	その他
1	津市 芸濃町北神山	雑種	白	オス	中	不明	垂耳 赤色の 首輪

3 連絡先 津市環境部環境保全課

電話 0 5 9 - 2 2 9 - 3 2 8 2

津保健福祉事務所 保健衛生室衛生指導課

電話 0 5 9 - 2 2 3 - 5 1 9 2

津市教育委員会事務局組織規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成 20 年 3 月 31 日

津市教育委員会委員長 中 西 智 子

津市教育委員会規則第 4 号

津市教育委員会事務局組織規則の一部を改正する規則

津市教育委員会事務局組織規則（平成 18 年津市教育委員会規則第 7 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条の表中「生涯学習スポーツ課」を「生涯学習課」に改め、「スポーツ振興担当」を削り、「生涯学習スポーツ施設担当」を「文化財担当」に改め、「文化課 文化振興担当 文化財担当」を削る。

第 3 条の表中「生涯学習担当 スポーツ担当」を「生涯学習担当」に、「学校教育担当 人権教育担当 生涯学習スポーツ担当」を「教育総務担当」に改める。

別表第 1 生涯学習スポーツ課の部中「生涯学習スポーツ課」を「生涯学習課」に改め、同部生涯学習振興担当の項第 3 号中「津市生涯学習スポーツ審議会」の次に「（スポーツ分科会を除く。）」を加え、同項中第 9 号を削り、第 8 号を第 9 号とし、第 7 号を第 8 号とし、第 6 号を第 7 号とし、第 5 号の次に次の 1 号を加える。

(6) 社会教育関係施設の整備に関すること。

別表第 1 生涯学習スポーツ課の部スポーツ振興担当の項を削り、同部生涯学習スポーツ施設担当の項を次のように改める。

文化財担当	(1) 文化財施設及び文化財に関すること。 (2) 津市文化財保護審議会に関すること。 (3) 津市埋蔵文化財センターに関すること。
-------	--

別表第 1 文化課の部を削る。

別表第 2 久居事務所の部生涯学習担当の項中第 11 号及び第 12 号を削り、第 13 号を第 11 号とし、同部スポーツ担当の項を削り、同表各事務所（久居事務所を除く。）の部を次のように改める。

各事務所（久居事務所を除く。）	教育総務担当	(1) 事務所及び教育機関職員（県費負担教職員を含む。）の人事、給与及び服務並びに研修及び福利厚生に係る諸願い及び届けに係る受付に関すること。 (2) 事務所の所掌に係る予算の調整に関すること。 (3) 公印の管理に関すること。 (4) 公文書の收受及び発送に関すること。 (5) 事務所に係る渉外に関すること。 (6) 表彰に係る候補者の選出等に関すること。 (7) 予算の執行（学校等に係るものを含む。）に関すること。 (8) 寄附金品等の收受（学校等に係るものを含む。）に関すること。 (9) 備品管理（学校等に係るものを含む。）に関すること。 (10) 学齢簿の編成等に関すること。 (11) 教科書の給与に関すること。 (12) 通学区域及び通学に関すること。 (13) 学級編成の協議等及び日本スポーツ振興センター災害給付に係る受付その他学校の諸願い及び届けに係る受付に関すること。 (14) スクールバスの運行管理等に関すること（白山事務所及び美杉事務所に限る。）。 (15) 学校給食センターの管理運営に関すること（香良洲事務所及び一志事務所に限る。）。 (16) 学校・園の実態把握に関すること。 (17) 人権教育に係る指導及び助言に関すること。 (18) 教育集会所の運営等に関すること。
-----------------	--------	--

	(19) 人権教育に係る関係施設における人権教育等の実施に関すること。 (20) 生涯学習に係る事業等の実施に関すること。 (21) ユネスコ活動に係る団体等及び青少年関係団体との連絡調整及び育成・支援に関すること。 (22) 街頭補導の実施に関すること。 (23) 青少年の育成に関すること。 (24) 公民館事業の実施に関すること。 (25) 社会教育施設の使用に関すること。 (26) 文化財の維持管理に関すること。 (27) 就学、就学援助及び就園奨励、人権教育、青少年その他の教育に係る相談に関すること。 (28) 教育活動災害見舞金、就学、就学援助及び就園奨励、人権教育、文化財その他の教育に係る申請等の受付等に関すること。 (29) 学校、教育集会所、青少年関係施設、社会教育施設、文化財施設その他の教育財産の維持管理に関すること。 (30) 事務局、学校、公民館、人権教育に係る関係機関等及び社会教育関係団体との連絡調整に関すること。 (31) 事務所の庶務に関すること。
--	---

附 則

この規則は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

津市教育委員会事務局組織規則の一部を改正する規則等の施行に伴う関係規則の整備に関する規則をここに公布する。

平成20年3月31日

津市教育委員会委員長 中西 智子

津市教育委員会規則第5号

津市教育委員会事務局組織規則の一部を改正する規則等の施行に伴う関係規則の整備に関する規則

(津市教育委員会表彰規則の一部改正)

第1条 津市教育委員会表彰規則(平成18年津市教育委員会規則第4号)の一部を次のように改正する。

第1条中「、学術、文化及びスポーツ」を削る。

第2条第1号中「、学術、文化又はスポーツ」を削る。

(津市教育委員会事務委任等に関する規則の一部改正)

第2条 津市教育委員会事務委任等に関する規則(平成18年津市教育委員会規則第6号)の一部を次のように改正する。

第3条第10号中「、津市体育指導委員」を削る。

(津市教育委員会公印規則の一部改正)

第3条 津市教育委員会公印規則(平成18年津市教育委員会規則第8号)の一部を次のように改正する。

別表教育委員会印の項中「各事務所学校教育担当」を「各事務所教育総務担当(久居事務所にあっては、学校教育担当)」に改め、

<table><tr><td>津市教育委員会 印</td><td>生</td></tr></table>	津市教育委員会 印	生	れい書	方21	運動施設 使用許可	生涯学習スポーツ課 生涯学習スポーツ施設 担当の担当主幹 又は担当副主幹	1
津市教育委員会 印	生						

を削り、同表教育長印の項中「各事務所学校教育担当」を「各事務所教育総務担当(久居事務所にあっては、学校教育担当)」に改める。

(津市教育委員会事務局等の職員の職名に関する規則の一部改正)

第4条 津市教育委員会事務局等の職員の職名に関する規則（平成18年津市教育委員会規則第9号）の一部を次のように改正する。

別表体育指導員の項を削り、同表技能員の項中「公民館、体育館等」を「公民館等」に改める。

（津市社会教育委員会運営規則の一部改正）

第5条 津市社会教育委員会運営規則（平成18年津市教育委員会規則第17号）の一部を次のように改正する。

第5条中「教育委員会事務局生涯学習スポーツ課」を「教育委員会事務局生涯学習課」に改める。

（津市青少年センター設置規則の一部改正）

第6条 津市青少年センター設置規則（平成18年津市教育委員会規則第18号）の一部を次のように改正する。

第3条中「教育委員会事務局生涯学習スポーツ課」を「教育委員会事務局生涯学習課」に改める。

第4条第2項中「生涯学習スポーツ課青少年担当副参事」を「生涯学習課青少年担当副参事」に改める。

（津市埋蔵文化財センターの設置等に関する条例施行規則の一部改正）

第7条 津市埋蔵文化財センターの設置等に関する条例施行規則（平成18年津市教育委員会規則第29号）の一部を次のように改正する。

第4条中「文化課長」を「生涯学習課長を」に、「教育委員会事務局文化課」を「教育委員会事務局生涯学習課」に改める。

（教育委員会関係津市公共施設予約システムの利用登録等に関する規則の一部改正）

第8条 教育委員会関係津市公共施設予約システムの利用登録等に関する規則（平成18年津市教育委員会規則第33号）の一部を次のように改正する。

第2条を次のように改める。

（対象施設）

第2条 予約システムの対象となる施設は、津市橋北公民館とする。

（津市芸濃総合文化センター内市民ホール及び大研修室に関する規則等の廃止）

第9条 次に掲げる規則は、廃止する。

(1) 津市芸濃総合文化センター内市民ホール及び大研修室に関する規則（平成18年津市教育委員会規則第19号）

- (2) 津市美里文化センター内文化ホールに関する規則（平成 18 年津市教育委員会規則第 20 号）
- (3) 津市白山総合文化センター内しらさぎホールに関する規則（平成 18 年津市教育委員会規則第 21 号）
- (4) 津市文化振興条例施行規則（平成 18 年津市教育委員会規則第 28 号）
- (5) 津市運動施設の設置及び管理に関する条例施行規則（平成 18 年津市教育委員会規則第 32 号）
- (6) 津市スポーツ公園の設置及び管理に関する条例施行規則（平成 18 年津市教育委員会規則第 34 号）
- (7) 津市体育指導委員に関する規則（平成 18 年津市教育委員会規則第 36 号）

附 則

この規則は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

教育委員会関係津市公共施設予約システムの利用登録等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成20年3月31日

津市教育委員会委員長 中西 智子

津市教育委員会規則第6号

教育委員会関係津市公共施設予約システムの利用登録等に関する規則の一部を改正する規則

教育委員会関係津市公共施設予約システムの利用登録等に関する規則（平成18年津市教育委員会規則第33号）の一部を次のように改正する。

第2条を次のように改める。

（対象施設）

第2条 予約システムの対象となる施設は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 津市橋北公民館
- (2) 津市芸濃中央公民館

第4条を次のように改める。

（予約の手続）

第4条 利用登録を受けた者は、次の各号に掲げる施設の区分に応じ、当該各号に掲げる期間内に、予約システムにより当該施設の予約をすることができる。

- (1) 第2条第1号に掲げる施設 使用しようとする日の3月前の日の翌日から、当該使用しようとする日の7日前まで
- (2) 第2条第2号に掲げる施設 使用しようとする日の3月前の日から当日まで

附 則

- 1 この規則は、平成20年4月1日から施行する。
- 2 津市公民館の設置及び管理に関する条例施行規則（平成18年津市教育委員会規則第22号）の一部を次のように改正する。

第5条第2項中「津市橋北公民館」の次に「及び津市芸濃中央公民館」を加える。

津市教育委員会訓令第 1 号

教育委員会

津市教育委員会事務局処務規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成 20 年 3 月 31 日

津市教育委員会教育長 佐々木 典夫

津市教育委員会事務局処務規程の一部を改正する訓令

津市教育委員会事務局処務規程（平成 18 年津市教育委員会訓令第 1 号）の一部を次のように改正する。

別表事務局の表生涯学習スポーツ課の項を次のように改める。

生涯学習課	1 生涯学習事業の企画運営に関すること。	極めて 輕易な もの	輕易な もの	重要な もの
	2 青少年育成指導員の委嘱に関すること。			○
	3 街頭指導の計画及び実施に関すること。		○	
	4 青少年の指導及び相談に関すること。		○	
	5 公民館事業の指導に関すること。	極めて 輕易な もの	輕易な もの	重要な もの
	6 公民館の使用許可に関すること。		○	
	7 文化財の保護管理及び活用に関すること。	極めて 輕易な もの	輕易な もの	重要な もの
	8 県指定史跡名勝天然記念物の現状変更の許可等に関すること。		輕易な もの	重要な もの
	9 市指定文化財の現状変更の許可等に関すること。		輕易な もの	重要な もの

別表事務局の表文化課の項を削る。

別表事務所の表中

「ウ 運動施設

エ 芸濃総合文化センター内市民ホール・大研修室

オ 美里文化センター内ホール

を削る。

カ 白山総合文化センター内しらさぎホール」

附 則

この訓令は、平成２０年４月１日から施行する。

津市選挙管理委員会告示第13号

農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）第14条第1項に規定する各選挙区における津市農業委員会委員の選挙権を有する者の2分の1の数は、次のとおりであるので同条第5項の規定により告示する。

平成20年3月31日

津市選挙管理委員会
委員長 大橋達郎

第1選挙区	655人
第2選挙区	530人
第3選挙区	398人
第4選挙区	1,066人
第5選挙区	456人
第6選挙区	581人
第7選挙区	450人
第8選挙区	732人
第9選挙区	455人
第10選挙区	630人
第11選挙区	585人

津市選挙管理委員会告示第15号

公職選挙法（昭和25年法律第100号）第28条の規定により、次の者を
選挙人名簿から抹消したので、同条の規定により告示する。

平成20年4月11日

津市選挙管理委員会
委員長 大橋達郎

1 抹消者数

男	女	計
1人	0人	1人

2 抹消した者の氏名等 津市選挙管理委員会事務局にて保管

3 抹消した年月日 平成20年4月10日

津市水道局告示第 5 号

津市水道局指定給水装置工事事業者に次のとおり指定したので、津市水道局指定給水装置工事事業者規程（平成 1 8 年水道事業管理規程第 1 4 号）第 1 0 条第 1 号の規定により告示する。

平成 2 0 年 3 月 3 1 日

津市水道事業管理者 平 井 秀 次

名 称	所在地	指定年月日
Water Supply 水工房	松阪市久米町 1 2 7 2 番地 3	平成 2 0 年 3 月 1 7 日

津市水道局告示第 6 号

津市水道局指定給水装置工事事業者が給水装置工事の事業を再開したので、
津市水道局指定給水装置工事事業者規程第 10 条第 2 号の規定により次のとおり
告示する。

平 20 年 3 月 31 日

津市水道事業管理者 平 井 秀 次

名 称	所 在 地	再開年月日
藪建設株式会社	津市大里睦合町 2 5 2 2 番地	平成 20 年 3 月 11 日

津市水道局告示第 7 号

津市水道局指定給水装置工事事業者に次のとおり指定したので、津市水道局指定給水装置工事事業者規程（平成 1 8 年水道事業管理規程第 1 4 号）第 1 0 条第 1 号の規定により告示する。

平 2 0 年 4 月 1 1 日

津市水道事業管理者 平 井 秀 次

名称	所在地	指定年月日
ミヤビ住設	津市一身田大古曾 3 0 6 番地	平成 2 0 年 3 月 日

津市水道局告示第 8 号

津市水道局指定給水装置工事事業者が給水装置工事の事業を廃止したので、
津市水道局指定給水装置工事事業者規程第 1 0 条第 2 号の規定により次のとおり
告示する。

平 2 0 年 4 月 1 1 日

津市水道事業管理者 平 井 秀 次

名 称	所 在 地	廃止年月日
株式会社アクア テック	津市雲出本郷町 1 3 5 2 番地 1	平成 2 0 年 3 月 3 1 日

津市公平委員会規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成 20 年 3 月 31 日

津市公平委員会委員長 池 田 正 明

津市公平委員会規則第 1 号

津市公平委員会規則の一部を改正する規則

津市公平委員会規則（平成 18 年津市公平委員会規則第 1 号）の一部を次のように改正する。

別表中「総務課総務議事担当」を「政策課政策担当」に改める。

附 則

この規則は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

津市管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成 20 年 3 月 31 日

津市公平委員会委員長 池 田 正 明

津市公平委員会規則第 2 号

津市管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則

津市管理職員等の範囲を定める規則（平成 18 年津市公平委員会規則第 7 号）の一部を次のように改正する。

別表を次のように改める。

附 則

この規則は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

別表（第2条、第3条関係）

機 関 等		職
市 		

選挙管理委員会事務局	事務局長、事務局次長、調整担当主幹
農業委員会事務局	事務局長、事務局次長、調整担当主幹
監査事務局	事務局長、事務局次長、調整担当主幹
議会事務局	事務局長、事務局次長、課長、調整担当主幹、議事課の議事調査担当の担当主幹及び担当副主幹並びに議事法務担当の担当主幹、担当副主幹、主査及び主事

附 則

この規則は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。